

消防学校における教育訓練に関する検討会

報 告 書

(案)

平成27年3月

消防学校における教育訓練に関する検討会



## はじめに

全国の消防本部においては、平成19年度前後から職員の大量退職期を迎え、これに伴う新規採用者の大幅な増加により組織の急速な新陳代謝（世代交代）が進んだ。また、専門的知識や経験を積んだベテラン層の消防職員が減少し、経験の浅い若年層の消防職員が急速に増加したことにより、災害対応力の低下が懸念されている。

災害の態様は複雑多様化に加えて大規模化の様相を強めており、大規模な自然災害の発生に伴う緊急消防援助隊派遣時の活動も含め、より高度な活動が求められている。さらに、高齢者施設や有床診療所での火災などこれまでに経験のない態様の火災の発生を受けた消防法令等の改正に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。

一方で、消防学校における教育訓練の内容を定めた「消防学校の教育訓練の基準（以下「教育訓練基準」という。）」は平成15年度に全部改正が行われて以降、10年余が経過しており、昨今の消防を取り巻く状況の変化等を考慮した見直しが必要な時期となっている。

このような背景のもと、消防職員が適切に職務を遂行していくためには、知識・技術の更なる向上が必要であることから、その基礎となる消防学校における教育訓練を充実させるための方策等を検討するために「消防学校における教育訓練に関する検討会」を開催し、教育訓練に係る現場の声を求めながら検討を重ねてきた。

本報告書では、検討会での議論、全国の消防学校へのアンケート調査、消防学校現地調査等の結果を踏まえ、教育訓練基準の見直しや人材活用方策などに関する方向性と具体的な内容を取りまとめた。

今回の検討結果を踏まえ、消防庁においては、教育訓練基準及び「消防学校の施設、人員及び運営の基準」の一部改正を行い、また、必要な助言等を行っていく。

消防職員の教育訓練を行う消防学校の役割は、今後ますます重要になっていくものと考えますが、これを機に、改めて、各消防学校をはじめ、各消防機関におかれては、相互の連携・協力を図りつつ、効率的かつ効果的な教育訓練の実施に努められることをお願いする。

平成27年3月

消防学校における教育訓練に関する検討会  
座長 北崎 秀一

## 目 次

第1章 消防学校における教育訓練の検討課題	1
第2章 教育訓練内容及び訓練施設等について	
1 現状と課題	2
2 消防学校の人員、施設・資器材の見直し内容について ～ 消防学校の施設、人員及び運営の基準に関すること ～	4
(1) 「消防学校の教育訓練に関する調査」の結果	
ア 教員数について	
イ 施設・設備について	
(2) 見直しの方向性とその内容	
ア 教員数について	
イ 標準的な施設・設備について	
ウ 実践的訓練施設について	
3 教育訓練の見直しについて ～ 消防学校の教育訓練に関すること ～	15
(1) 「消防学校の教育訓練に関する調査」の結果	
ア 教育訓練受講者等	
イ 教育訓練の頻度	
ウ 各教育訓練に関する主な意見	
エ 初任教育と併せてまたは初任教育に引き続いて行う専科教育について	
(2) 見直しの方向性とその内容	
ア 初任教育	
イ 専科教育	
ウ 幹部教育	
エ 特別教育	
(3) その他	
ア 1日あたりの時限数について	
イ 教育訓練における指導手法等について	
第3章 より高度な教育訓練を実施するために	
1 教員となる人材の質の確保・向上	32
(1) 消防大学の教育訓練を修了した人材を活用するためのスキームの強化	
(2) 消防学校の講師等の確保を支援するためのスキームの構築	
(3) 消防学校と消防本部の連携	

2 消防学校間の連携の推進	35
(1) 複数の消防学校間における連携の状況	
(2) 2つの学校を統合した事例	
(3) 連携強化について検討を始めた事例	

おわりに	39
------	----

<資料編>

1 取組事例の紹介	
(1) 教育訓練の授業にICTを活用した事例	42
(2) パワーハラスメント防止等を目的に指導要領を 策定し全職員に明示・周知した事例	44
2 過去の検討経過	65
3 消防学校における教育訓練に関する検討会 開催要項	66
4 消防学校における教育訓練に関する検討会 構成員名簿	67
5 消防学校における教育訓練に関する検討会 開催等実績	68



## 第1章 消防学校における教育訓練に関する検討の課題と背景

消防学校の設置については、「都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。」（消防組織法第51条第1項）、「指定都市は、単独に又は都道府県と共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。」（同条第2項）とされている。従前は、東京消防庁消防学校と46道府県8指定都市に合計55校の消防学校が設置されていたが、大阪府・大阪市が消防学校の統合を行ったことから、平成26年4月1日以降は計54校となっている（大阪府・市消防学校の統合については第3章に記載）。

なお、本報告書においては、東京都消防訓練所と東京消防庁消防学校を1校として計上し、指定都市等を含めて取り扱うものとする。

詳細は後述するが、消防の分野においては、概ね平成19年度から消防職員の大量退職期を迎え、これに伴い必然的に新規採用者が大幅に増加する中、組織の急速な新陳代謝を前提に、いかにして組織的に消防力を維持していくかが課題とされてきた。

このことは、各消防本部にとどまらず、消防学校においても共通の課題であり、平成14～15年度に行われた「消防職団員の教育訓練に関する検討会」では、新規採用者（初任教育受講者）の増加により宿泊施設の収容人員に不足が生じること、また、それを避けるため初任教育を1年度に2回開講した場合は消防職員の専科教育や消防団員を対象とする教育訓練にしわ寄せがくるおそれがあることなどが指摘された。

この検討会の提言に基づき、「消防学校の教育訓練の基準（以下「教育訓練基準」という。）」に定める各科・各課程について必要度の精査と時間数の見直しがなされ、柔軟性のあるものへと改正が行われた。各消防学校においては、施設及び人員の量的な拡充が容易でない中、限られた資源を効率的・効果的に活用すべく工夫しながら、教育訓練基準に基づき消防職団員に対する教育訓練を行ってきたと思われる。しかし、大量採用に加えて救急需要の全国的な増加に伴い救急資格者の養成が急務となったことなどもあり、初任教育と救急科で手一杯となる消防学校もあった。その結果、本来、まんべんなく開講されることが望ましい専科教育や幹部教育の中には開講実績の低いものも発生している。

また、平成15年度に教育訓練基準の全部改正が行われて以降、10年余が経過しており、昨今の消防を取り巻く状況の変化等を考慮した見直しが必要な時期となっている。消防職員の新陳代謝（世代交代）が進み、今後は数年後に現場活動の主力になっていく20代半ばから30代後半の職員に対する教育訓練（主に専科教育）がこれまで以上に必要となることを踏まえ、本検討会では、各教育訓練内容の見直し、教育訓練体制（主に人員）の充実、消防学校間の連携等について検討を行い、消防学校における教育訓練の更なる充実に資することを目的とする。

なお、検討にあたっては近年、大規模な自然災害等の発生に伴い緊急消防援助隊等の派遣が増加し、消防機関だけでなく他機関との連携機会も増えていることや消防法施行令の改正等により予防業務の高度化・専門化等、消防業務の変化なども踏まえる必要がある。

## 第2章 教育訓練内容及び訓練施設等について

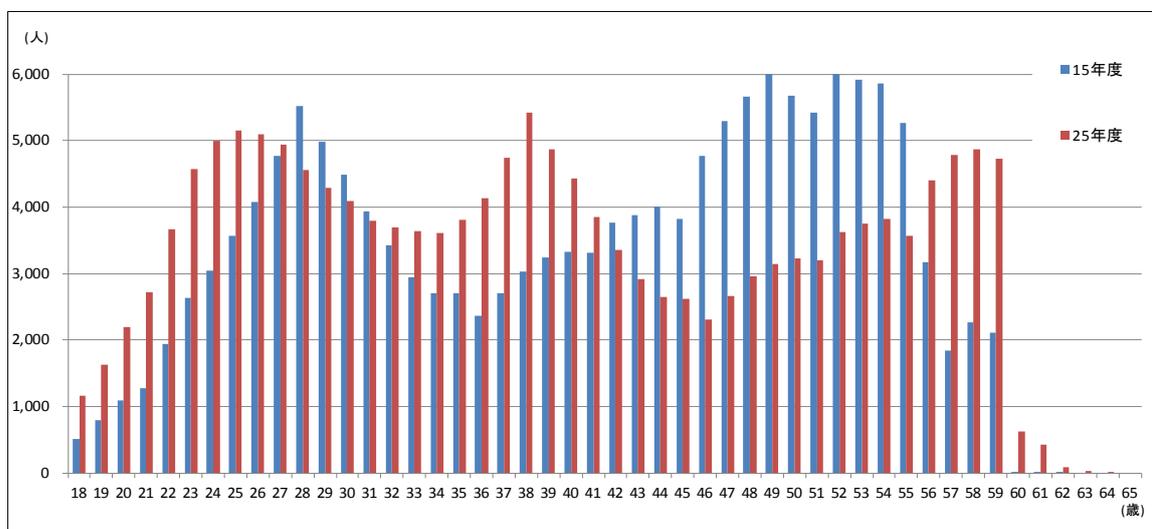
### 1 現状と課題

➤ 消防学校で行う教育訓練の標準的な教科目及び時間数その他必要な事項を定めた教育訓練基準については、平成15年の全部改正により、必要度の希薄となった教科目等の改廃を行うとともに、社会情勢や各消防学校により異なるさまざまな事情に対応できるよう、柔軟性を持たせたものとされた。その後、10年余が経過し、一部の専科教育や幹部教育では、開講実績に乏しいものも出てきている。これは、概ね平成19年度以降の大量退職期に新規採用者（初任教育受講者）が増加したことにより、消防学校によっては、それまで各年度1回の開講だった初任教育を複数回実施する必要が生じるなど初任教育に係る負担が増し、その影響から各専科教育・幹部教育を同等の頻度で開講することが困難となったため、優先度の低いものについては、隔年実施等とされたことなどが主な要因と考えられる。

また、新規採用者（初任教育受講者）の増加により初任教育、特に実技訓練における練度の低下が懸念されている。これは、実技訓練に際しては、施設・資器材の数に限りがあるため、初任教育受講者は当然に各種訓練を順番に実施することとなるが、初任教育受講者数の増加により、一人当たりの訓練実施回数が減少し、十分な訓練ができていないことなどが背景にあるものと推測される。

➤ さらに、図表1のとおり、平成15年度と平成25年度における消防職員（吏員）の年齢構成について比較すると、明らかに年齢構成のバランスが変化しており、40代前半から50代半ばにかけてのベテラン層が大幅に減少し、経験の浅い20代の若年層と今後部隊活動等において中心となる30代の中堅層が増加している。さらに、図表2で示す火災等の減少に伴い、若年層の現場経験が減少傾向にあることなどから、安全管理を含めた災害対応力の低下が懸念されており、今後は、これらの層に対する専科教育等をいかにして充実させていくかが課題である。

（図表1 年齢別消防職員（吏員）数の推移）



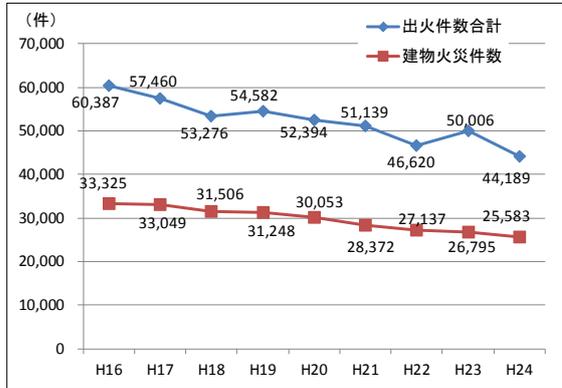
出典：消防防災・震災対策現況調査

(図表 2 火災件数の推移)

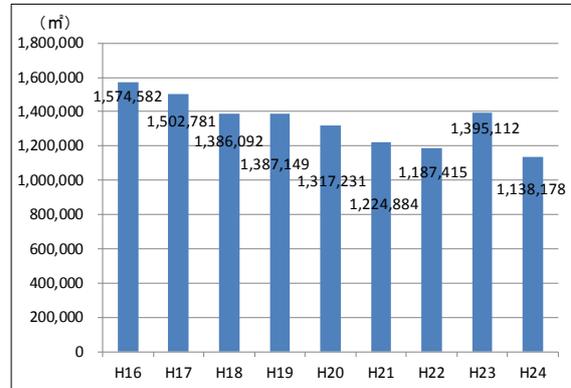
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
出火件数合計 (件)	60,387	57,460	53,276	54,582	52,394	51,139	46,620	50,006	44,189
建物火災件数 (件)	33,325	33,049	31,506	31,248	30,053	28,372	27,137	26,795	25,583
焼損建物床面積 (㎡)	1,574,582	1,502,781	1,386,092	1,387,149	1,317,231	1,224,884	1,187,415	1,395,112	1,138,178

※各年消防白書より

(図2-1) 出火件数と建物火災件数の推移



(図2-2) 焼損面積(建物床面積)の推移



- 以上のことから、今後は大量退職に伴う大量採用の流れが落ち着く段階に入ることを踏まえ、初任教育はもとより専科教育の充実が求められる。中でも実技を伴う教育訓練において災害を想定した訓練や安全管理に関する教育をいかにして充実させるかが課題となっている。

一方、教育訓練内容の充実にあたっては、単に時間数やカリキュラムを増やす等の手法は現実的ではない。職員の入校期間中は派遣元の消防本部に欠員が発生することから、教育訓練時間数の安易な増加は消防本部側の負担増をもたらす。このようなことから、消防学校において行われる教育訓練については、消防職員として求められる知識・技術等を精査した上で、消防本部等の負担を考慮しながら、時間数を検討することが必要である。

- 各消防学校において、専科教育、とりわけ実技を伴う教育訓練を充実させるためには、教員数の確保と実践的訓練施設の充実が求められる。
- まず、教員数については「消防学校の施設、人員及び運営の基準（以下「施設等の基準」という。）」に定める教員数では初任教育の実科訓練等における学生の安全管理面において不安が生じているとの意見が検討会において多数挙げられたことから、多くの消防学校が抱える切実な課題といえる。

なお、道府県の消防学校では、教員の多くを消防本部からの派遣者に頼らざるを得ないが、派遣元消防本部は、職員を条例定数内において管理するため、消防学校への派遣期間中は欠員が生じることとなる。市町村消防本部から道府県消防学校への職員派遣については、多くの場合、市町村消防本部の持ち回りにより順番で実施している。当該本部における人員確保の観点から職員の派遣を負担と感じる消防本部も少なくないようであるが、消防学校における教育訓練の充実がひいては地域の消防力の向上につながることを、あらためて認識し、消防学校教育に積極的に参画することが求められる。

- 次に実践的訓練施設の不足については、火災件数の減少等により若年層の災害経験が減

少傾向にあり、それに伴い消火、検索等の知識・技術の低下が懸念される中、AFT（模擬消火訓練装置）、ホットトレーニング設備（実火災体験施設）、震災訓練施設などの施設を用いた実際の災害に近い訓練の実施が必要とされており、これら実践的訓練施設を施設等の基準に追加してはどうかとの意見があった一方で、厳しい財政状況から整備を進めることは困難との意見も挙げられた。

## 2 消防学校の人員、施設・資機材の見直しの内容について

### ～ 消防学校の施設、人員及び運営の基準に関すること ～

#### (1) 「消防学校の教育訓練に関する調査」の結果

##### ア 教員数について

図表3により消防学校の教員数について、大量退職に伴う大量採用が本格化する前の平成16年度と平成26年度を比較する。平成26年度における教員の総数は556人で、平成16年度の503人から10.5%増加している。また、教員1人あたりの教育訓練受講者数は、ともに55人程度でほとんど変化はないが、初任教育について見てみると、教員1人あたりの初任教育受講者数は、平成16年度の8.0人から平成26年度の11.7人に増加しており、多くの消防学校が教員数の不足を感じる背景として、初任教育における負担の増加があるものと考えられる。

(図表3 消防学校の教員数の推移)

(単位:人)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
専任	458	475	449	466	486	491	502	496	509	512	516
兼任	45	25	59	37	45	56	64	70	61	68	40
計	503	500	508	503	531	547	566	566	570	580	556
教育訓練受講者数	28,109	27,130	27,947	28,574	30,086	29,315	30,165	32,031	35,954	31,936	—
うち初任教育受講者数	4,040	3,762	4,225	5,309	6,458	6,382	6,387	6,208	6,438	6,496	6,508
教員1人当たりの受講者数	55.9	54.3	55.0	56.8	56.7	53.6	53.3	56.6	63.1	55.1	—
教員1人当たりの初任教育受講者数	8.0	7.5	8.3	10.6	12.2	11.7	11.3	11.0	11.3	11.2	11.7

※ 学校数 H25年度まで:55校 H26年度:54校  
 ※ 消防学校数(東京都は東京消防庁消防学校1校として計上)

次に、図表4で示す道府県消防学校の教員数であるが、平成26年度は376人で、平成16年度の344人から9.3%増加している。教員のうち消防本部からの派遣職員については、平成16年度は131人で全体の38.1%であったが、平成26年度は259人で全体の68.9%を占め、大幅に増加している。また、教員1人あたりの教育訓練受講者数は、16年度は55.5人、25年度(26年度は未確定)は56.4人で、ほとんど変化がないが、教員1人あたりの初任教育受講者数を比較すると、16年度の8.6人から26年度の13.9人と増加している。

(図表4 道府県消防学校の教員数)

(単位:人)

	26年度	25年度	16年度
教員数	376	376	344
うち本部からの派遣	259	252	131
割合	68.9%	67.0%	38.1%
教育訓練受講者数	—	21,206	19,094
うち初任教育受講者数	5,241	5,071	2,975
教員1人当たりの受講者数	—	56.4	55.5
教員1人当たりの初任教育受講者数	13.9	13.5	8.6

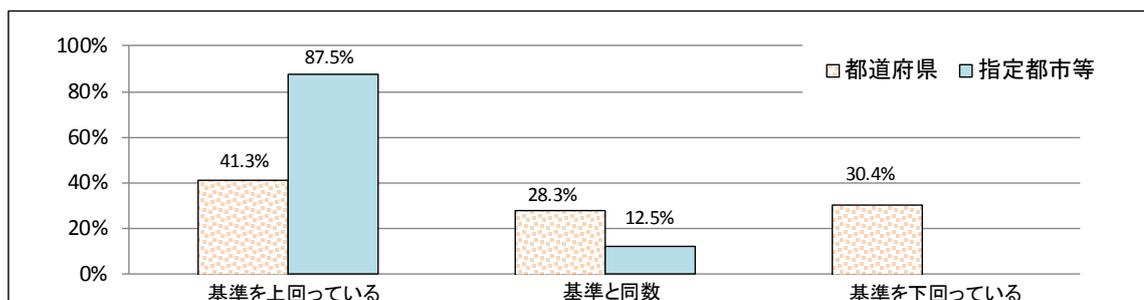
※道府県の消防学校数=46校(東京消防庁は指定都市等に計上)

次に、図表5に示す消防学校の現有教員数と施設等の基準に定める方法により算出した場合の教員数(以下「基準教員数」という。)との比較であるが、指定都市等(東京消防庁を含む。)の約9割が基準数を上回っており、基準数を下回った学校はなかったのに対し、道府県消防学校の約3割が基準数を下回っており、教員数の確保に苦慮する現状が伺える。

また、図表6のとおり、基準教員数を算出する際に用いる年間平均在籍学生数と最繁忙時における学生数を比較すると、道府県の最繁忙時には年間平均在籍学生数の約150%の在籍率となっている。

(図表5 平成26年度における消防学校の現有教員数と基準教員数との比較)

	全体 (54校)		道府県 (46校)		指定都市等 (8校)	
	数	割合	数	割合	数	割合
現有教員数が基準を上回っている	26	47.3%	19	41.3%	7	87.5%
現有教員数が基準と同数	14	25.5%	13	28.3%	1	12.5%
現有教員数が基準を下回っている	14	25.5%	14	30.4%	0	0.0%



(図表6 年間平均在籍学生数と最繁忙時における在籍学生数との比較)

(単位:人)

	都道府県(46校)	指定都市等(9校)	合計(55校)
	1校平均	1校平均	1校平均
年間平均在籍学生数 (A)	78.0	139.6	88.1
最繁忙時時における在籍 学生数(B)	116.3	170.1	125.1
(B) ÷ (A) × 100%	149.1%	121.9%	142.0%

※東京消防庁は指定都市等に計上

※平成25年度実績

《教員数に関する主な意見》

- ・ 施設等の基準については、平成15年の教育訓練基準改正時に、初任教育等における実技訓練の時間数が大幅に増加したにも関わらず、教員数の算定基準は見直されていないことなどから、受講者の安全管理の観点から実技訓練の実態に合わせた見直しが必要と考える。
- ・ 在籍学生数に着目した算定方法以外に専科教育の種類に応じ、専門知識を有する教員を確保できるように見直しが必要。

イ 施設・設備について

図表7のとおり、教育訓練施設の整備状況は、講堂や展示室の整備割合が低くなっている。また、近年、視聴覚室を単独で設けず、教室にAV機器を設置することで同等の施設として使用している例もある。

なお、平成25年度に実施した「消防学校における女性専用施設の整備状況に係る調

査」の結果では、消防学校における女性専用施設等については、専用宿泊室、浴室・シャワー及びトイレなどは、ほぼすべての消防学校が整備済みであった。

(図表 7 教育訓練施設の整備状況)

区分		名称	有	無	整備割合	区分		名称	有	無	整備割合
教育訓練施設	教室	普通教室	55	0	100.0%	管理施設		校長室	53	2	96.4%
		大教室	41	14	74.5%			職員室	55	0	100.0%
		各種実験室	48	7	87.3%			講師控室	55	0	100.0%
		視聴覚教室	40	15	72.7%			宿直室	53	2	96.4%
	講堂	講堂	29	26	52.7%			医務室	37	18	67.3%
	資料室	図書室	48	7	87.3%			会議室	50	5	90.9%
		展示室	20	35	36.4%	宿泊施設	学生寮	寄宿自習室	40	15	72.7%
	消防訓練場	訓練場	53	2	96.4%			娯楽室	42	13	76.4%
		訓練塔	55	0	100.0%			洗面・洗濯室	55	0	100.0%
		放水訓練用施設	48	7	87.3%			浴場	55	0	100.0%
		水難救助訓練用施設	42	13	76.4%			便所	55	0	100.0%
		消火訓練施設	38	17	69.1%			食堂等	食堂	55	0
	屋内訓練場	53	2	96.4%	調理室				54	1	98.2%
	体力錬成施設	体力錬成施設	48	7	87.3%	調理職員控室	50		5	90.9%	
	その他		車庫	54	1	98.2%			洗濯乾燥施設	24	31



(2) 見直しの方向性とその内容

ア 教員数について

(7) 見直しの方向性

施設等の基準別表3に定める教員数については、基準が制定された昭和46年当時の高等学校設置基準を参考に算出された数値を根拠としている。年間を通して在籍学生数にほとんど増減のない高等学校に比べ、消防学校は教育訓練の開講状況により在籍学生数にかなりの増減があるため、年間の平均在籍学生数に基づき必要教員数を算出する現方式によると、図表6のとおり最繁忙時の学生数との間に大きな格差が生じており、最繁忙時における対応が困難となるケースがあると考えられる。また、「消防学校の教育訓練に関する調査（以下「調査」という。）」においても、教員数が不足しており実技訓練時における安全管理に不安を覚える旨の意見が多数あったことなどから、最繁忙時の学生数に対応するために必要となる教員数を確保でき、かつ安全管理に十分な人員となるよう新たな算定方式を検討する。

(4) 見直しの内容

教員数の人員は、次頁に示す考え方に基づき、次のとおり算定するものとすべきである。

$$\begin{array}{l} \text{各消防学校において} \\ \text{必要な教員数} \end{array} = \left[ \begin{array}{c} 0.09 \\ \uparrow \\ \text{標準的な消防学校にお} \\ \text{ける最繁忙時の学生1} \\ \text{名当たり必要な教員数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{当該消防学校の} \\ \text{最繁忙時の学生数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{c} \text{補正係数} \\ ※ \end{array} \right]$$

※補正係数については、消防学校の規模により、必要な教員数に対してもスケールメリットが働く分を実態に応じて設定する。具体的には、

- ▶最繁忙期の学生数が190人以上 ⇒ 0.8
- ▶最繁忙期の学生数が140人以上190人未満 ⇒ 0.9
- ▶最繁忙期の学生数が70人以上100人未満 ⇒ 1.1
- ▶最繁忙期の学生数が70人未満 ⇒ 1.2

■必要な教員数の算定に係る標準的な消防学校の最繁忙時学生1人当たり必要な教員数の算定基礎

1 標準的な消防学校を設定

- ▶ 初任学生数順に消防学校を並べ、中間層を「標準的消防学校」として設定

2 標準的消防学校における最繁忙時の学生数の算定

- ▶ 1で設定した「標準的消防学校」における教育訓練実施状況から、最繁忙時における学生数を122人と算定・・・(A)



[初任90人+専科等32人(最も受講者が多い専科等)]

3 標準的消防学校における必要教員数の算定

- ▶ 2で算定した規模(最繁忙期学生数122人)で、かつ、
  - ・ 初任教育は、2クラス・1期制で行うこと
  - ・ 初任・専科・幹部・特別・団の各教育をすべて行うこと
  - ・ 実科訓練での安全管理に必要な教員数を確保できることとの前提により、当該消防学校における必要教員数を11人と算定・・・(B)

4 標準的消防学校における学生一人当たりの教員数の算定

$$11 \div 122 \approx 0.09$$

## イ 標準的な施設・設備について

### (ア) 見直しの方向性

抜本的な見直しの必要はないが、標準的な施設・設備等について必要性を精査する。

### (イ) 見直しの内容

図表7から、「講堂」や「展示室」など教育訓練施設として施設等の基準に定めているものの、必要性が低いと考えられるものについて、施設等の基準から除き、各消防学校の実情に合わせて見直すこととする。

また、宿泊施設の中の「娯楽室」は、学校施設の名称としてはなじまないとの意見があったことから、適切な表現に見直しを行う。

## ウ 実践的訓練施設について

模擬消火訓練装置 (Advanced Fire-fighting Training system)、実火災体験型訓練施設 (ホットトレーニング)、震災訓練施設等の実践的訓練施設については、全国消防学校長会等においても調査や議論が行われてきたところである。現在、多くの消防学校が保有している訓練施設は、施設等の基準に定める標準的な訓練施設であるが、複雑多様化する現状の災害活動に対しては、実践的訓練施設の活用が有効であるとの意見が多くある。

今回実施した調査結果においても、実践的訓練施設の整備は少数の学校にとどまり、整備を求める声がある。必要性が高いとされた実践的訓練施設は、図表9のとおりで、特に、模擬消火訓練装置 (Advanced Fire-fighting Training system)、実火災体験型訓練施設 (ホットトレーニング)、震災訓練施設の整備を求める学校が多かった。

このことから、今回の施設等の基準の見直しに当たっては、実践的訓練施設を「標準的に備えるべき施設」として位置づけることとすべきである。

ただし、施設を有効活用する観点から、消防学校間の連携による利用を念頭においた記述とすることが求められる。

現在、施設・設備等の老朽化等により消防学校の再整備を検討している、あるいは今後、検討予定の都道府県及び指定都市については、効果的かつ効率的に訓練を行うために、実践的訓練施設の整備を視野に入れながら整備計画を策定または検討いただくことが望まれる。なお、どのような施設を導入するかを検討に際しては、費用対効果、特にランニングコストなどは重要な要素となることから、既に整備済みの消防学校の状況を確認しながら、より良いものとなるよう検討すべきである。

また、今後は消防学校間の連携や都道府県内における緊急消防援助隊の活動拠点としての連携などにより、教育訓練に必要な施設を確保するとともに、施設等の有効活用に取り組むことが求められる。

(図表9 必要性が高いと考えられる実践的訓練施設)

回答あり	30校	※複数回答可
回答なし	24校	

(単位:校)			
訓練施設の名称	施設概要	回答数	理由
AFT(模擬消火訓練装置)	プロパンガスバーナー等によって火炎を発生させ、訓練室内に模擬煙を充満させることにより、実火災を模擬するとともに消火作業時の放水を水センサーが感知し、火勢を制御する消火訓練システム。燃料供給を調節することにより、火炎高、成長速度、再発等火炎を自在にコントロールでき、実際の火災に近い環境を再現できる施設。	13	火災件数の減少に伴い、火災現場における活動経験の少ない職員が増えていることから、実火災に近い状態で消火技術訓練を行うことにより経験不足を補う必要性が高まっており、実火災を模擬体験できる施設が必要である。ほか同様の意見
濃煙熱気実火災訓練装置(ホットトレーニング設備)	内部の燃焼部分で燃焼用部材(木材パレット等)を燃焼させ、熱気と煙を発生させるとにより、実際の火災と同等の熱環境、濃煙、中性帯等を体験できる。また、火災性状を初期から観察し、最盛期になるまでの火災の状況及び熱環境を体験できる施設。コンテナを訓練用に改装したものが一般的。	10	実火災における効果的な消火方法、緊急回避方法などを訓練により体験的に身に付けさせることができる施設が必要である。ほか同様の意見
震災訓練施設	地震等大規模災害時の倒壊建物を想定した敷地に瓦礫救助訓練施設と救急救助訓練施設を組み合わせるなどし、閉鎖空間における救助(CSR)、閉鎖空間における医療(CMS)の訓練ができる施設。	9	南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が懸念されている現在、狭隘空間からの救助技術習得のための訓練施設が必要である。ほか同様の意見
模擬火災訓練家屋	一般住宅を模した訓練家屋で、三連ばしごの取扱いや火災を想定した注水及び検索訓練など臨場感のある実践的な消防活動訓練を行うことができる。可動式のもの複数組み合わせることもできる。	5	火災件数の多い一般木造住宅における火災防ぎよ技術を体験的に身に付けさせる施設が必要である。ほか同様の意見
水難救助訓練施設	円筒形の潜水用プールで床を上下に移動させて水深設定の変更や、気泡発生装置により濁水環境を再現するなど様々な環境を想定した水難救助訓練を行うことのできる施設。	4	大規模、複雑多様化する災害・事故等への対処能力の強化が課題となる中、近年発生頻度が高いゲリラ豪雨による河川等氾濫現場の救助活動を想定した訓練施設が必要である。ほか同様の意見
街区訓練場	移動可能な複数のユニットハウス(アパート、住宅等)により、実際の町並みを模した街区を構成し、多種多様な建物構造・条件下での消火・救助訓練を行うことのできる施設。	3	火災経験減少を補完し、より組織的かつ、実践的に放水及び排煙等の活動訓練及び複数の部隊を指揮統制するための訓練が行える施設が必要である。ほか同様の意見
高温多湿訓練施設	温風暖房機及び水噴霧加湿装置により、高温多湿空間を作り出せる施設。	2	火災現場に近い高温多湿の環境において訓練を行える施設が必要である。ほか同様の意見
耐熱耐煙訓練室	ジェットヒーター及び煙発生装置を用いて、室内を高温・濃煙にし、建物内での消火活動や建物内からの救助・救出訓練が行える施設。	2	実災害を想定し、濃煙の中への空気呼吸器を着装した屋内進入が体験できる施設が必要である。ほか同様の意見
実火災訓練施設	施設内にて模擬家屋や車両、模擬オイルタンクを燃焼させ、実際の火災を想定した訓練を実施できる施設。	3	実災害を模擬体験させることで消防戦術を習熟させることまた、泡消火剤や燃焼した煙を処理できる訓練施設が必要である。ほか同様の意見
高層訓練塔複合訓練施設	高層の訓練塔を活用し高層建築物火災対応訓練や、梯子車架梯訓練、塔内には濃煙熱気訓練室、可動式の間仕切り壁を利用した迷路避難訓練室、実火による消火訓練室、ゲリラ豪雨による都市型水害にも対応するため地下にある堅坑・横坑訓練室を床面より1.2m程度の高さまで水没させることのできる設備など、総合的な訓練を行うことのできる施設。	1	近年、施設の高層化、複合化が進み災害形態も多種多様化する中、地下施設を含め立体的な訓練施設において実災害を模擬体験させる訓練施設が必要である。
全天候型屋内訓練施設	積雪時や雨天時において、屋内に車両などを入れて各種訓練を実施できるほか、2階部分を使用した過渡訓練や登はん、降下訓練などの救助訓練も行うことのできる施設。	1	積雪寒冷地のため、屋外で訓練を実施するには、非常に不便であることから、全天候型の屋内訓練施設が必要と考えられる。
山岳救助訓練施設	山岳斜面や傾斜地での転落事故を想定した訓練のできる施設。	1	山岳地帯が存在する地域性などから、山岳現場を想定した訓練を行うことのできる施設が必要である。
複合都市型救助訓練施設	山岳、高層、水難等の現場を想定した訓練を行うことのできる複合的な訓練施設	1	山岳、高層、水難等の現場を想定した訓練施設を個別に整備するよりも、総合的に建築することにより、コストカットになることから、複合的な訓練施設が必要と考える。
鉄道車輛	実際の鉄道車輛を設置し、救助器具を使用した持ち上げ、車輛下からの救助等実践的な訓練のできる施設。	1	鉄道会社への出向研修を行っているが、現役車両を使用するため車両持ち上げ等の制限があるので、実災害同様に持ち上げることのできる訓練用車両が必要と考える。
		56	

(N=54校)

(図表 1 0 模擬消火訓練装置 (Advanced Fire-fighting Training system) )

火災や煙を発生させ、実際の火災現場と同じような状況下で、訓練者が熱や煙の実体験を通じた訓練が可能となる。



プロパンガスバーナーによって火炎を発生



適正な箇所に、適正な時間、放水を行うと火炎は自動消火される

※写真は、「実践的訓練施設一覧（平成23年6月 全国消防長会発行）」より引用

(図表 1 1 実火災体験施設 (ホットトレーニング設備))

消防隊員を高温の室内に進入させ、火災性状、中性帯の形成状況及び放水による熱気環境の変化等を体験することが可能となる。



施設全景



コンテナ内部で部材を燃焼

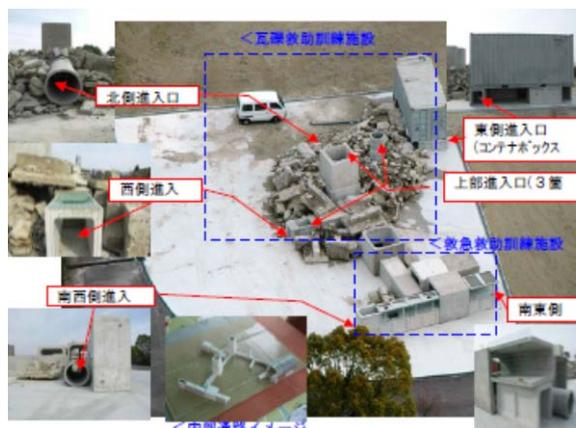


内部進入状況

※写真は、「実践的訓練施設一覧（平成23年6月 全国消防長会発行）」より引用

(図表 1 2 震災訓練施設)

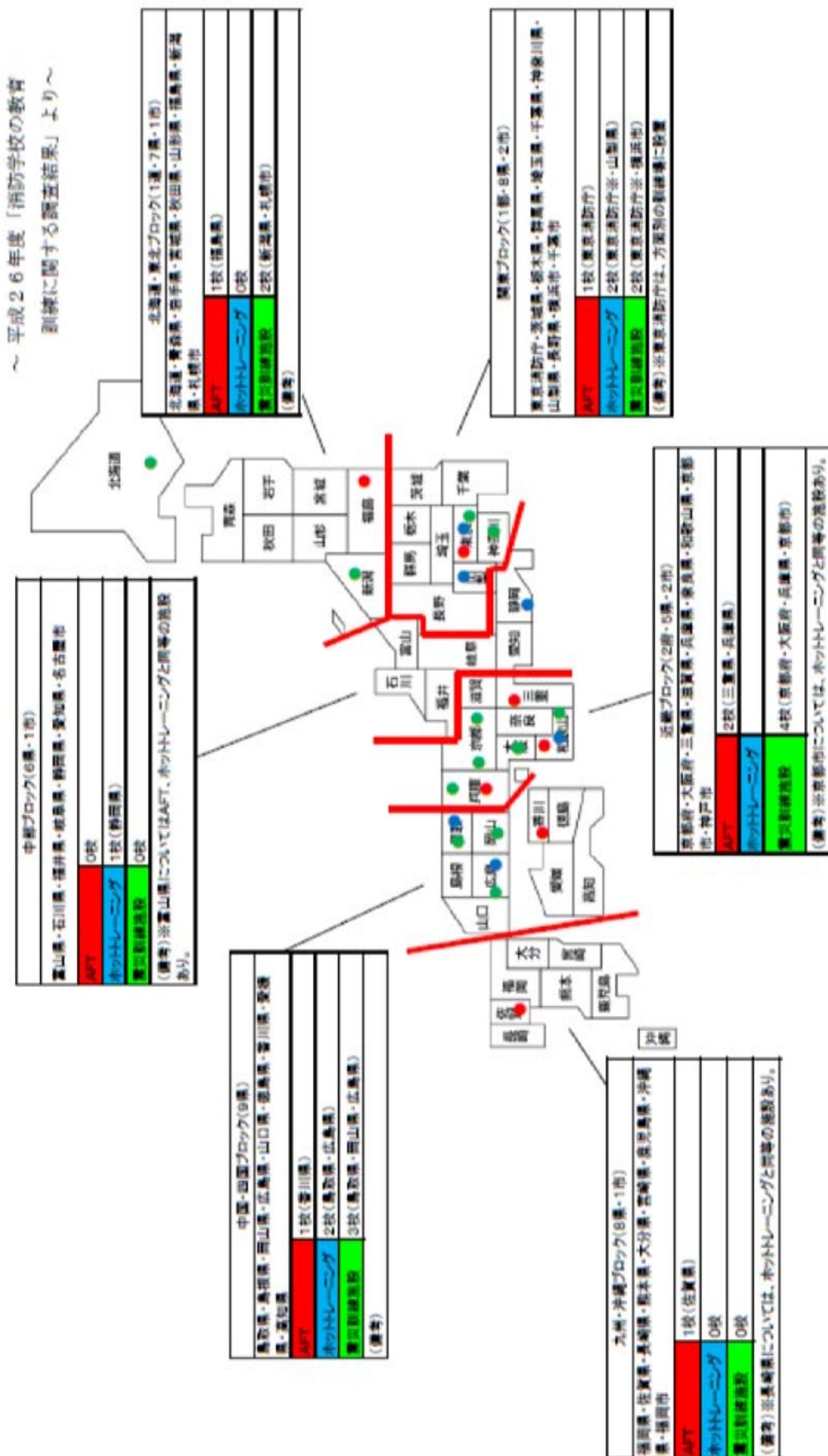
大規模災害時の倒壊建物(ガレ)を想定した敷地に瓦礫救助訓練施設と救急救助訓練施設を組み合わせ、閉鎖空間における救助(CSR)、閉鎖空間における医療(CSM)の訓練が可能となる。



※写真は、「実践的訓練施設一覧（平成23年6月 全国消防長会発行）」より引用

〈図表 1 3 実践的訓練施設の整備状況（主なもの）〉《未定稿》

※ブロック分けは、緊急消防援助隊のブロックを参考とした。



### 3 教育訓練内容の見直しについて ～ 消防学校の教育訓練の基準に関すること ～

#### (1) 「消防学校の教育訓練に関する調査」の結果

##### ア 教育訓練受講者等

図表14において、教育訓練の実施状況を大量採用期が本格化する前の平成16年度と平成25年度を比較する。平成25年度の初任教育受講者は6,496人で、平成16年度の4,040人から約60%（2,456人）増加した。

各教育訓練受講者の合計は、平成25年度の31,910人で、平成16年度の28,109人から13.5%（3,801人）増加した。また、全教育訓練受講者に占める各教育訓練の受講者割合を比較すると、幹部教育及び特別教育では、さほど大きな変化はないが、初任教育では、平成16年度の14.4%から20.4%に増加したのに対し、専科教育では平成16年度の36.4%から31.8%に減少している。

(図表14 消防学校における教育訓練実施状況)

(単位：人)

	25年度実績						16年度実績						25年度と16年度の比較(増加・減少率)			
	開講数	受講者数		時間数		平均時間	開講数	受講者数		時間数		平均時間	開講数	受講者数	時間数	平均時間
		全体に占める割合	全体に占める割合	全体に占める割合	全体に占める割合			全体に占める割合	全体に占める割合							
初任教育	88	6,496	20.4%	75,181	56.3%	854.3	76	4,040	14.4%	75,916	54.4%	998.9	15.8%	60.8%	-1.0%	-14.5%
専科教育	271	10,153	31.8%	34,983	26.2%	129.1	296	10,239	36.4%	36,833	26.4%	124.4	-8.4%	-0.8%	-5.0%	3.7%
幹部教育	122	4,469	14.0%	6,397	4.8%	52.4	128	3,790	13.5%	5,830	4.2%	45.5	-4.7%	17.9%	9.7%	15.1%
特別教育	398	10,792	33.8%	16,878	12.6%	42.4	347	10,040	35.7%	20,906	15.0%	60.2	14.7%	7.5%	-19.3%	-29.6%
合計	879	31,910	100.0%	133,439	100.0%	151.8	847	28,109	100.0%	139,485	100.0%	164.7	3.8%	13.5%	-4.3%	-7.8%
初任教育を除く	791	25,414	79.6%	58,258	43.7%	73.7	771	24,069	85.6%	63,569	45.6%	82.5	2.6%	5.6%	-8.4%	-10.7%

※消防学校数=55校(東京都は東京消防庁消防学校1校として計上)

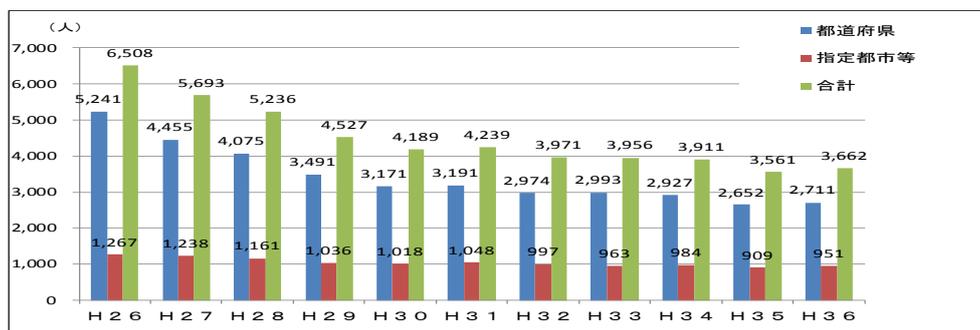
なお、図表15のとおり、初任教育受講者数は、平成26年度の6,508人をピークに、平成27年度以降は減少に転じ、10年後の平成36年度には、約44%減の3,700人前後になるものと予想される。

(図表15 向こう10年の初任教育受講者数の予測)

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
都道府県	5,241	4,455	4,075	3,491	3,171	3,191	2,974	2,993	2,927	2,652	2,711
指定都市等	1,267	1,238	1,161	1,036	1,018	1,048	997	963	984	909	951
合計	6,508	5,693	5,236	4,527	4,189	4,239	3,971	3,956	3,911	3,561	3,662

※消防学校数(東京都は東京消防庁消防学校1校とし、「指定都市等」に計上)



## イ 教育訓練の頻度

次に、各教育訓練の開講頻度であるが、初任教育については、すべての学校が毎年度実施しており、平成25年度は55校中20校（36.4%）が年2回以上の開講となっている（図表割愛）。専科教育については、図表16のとおり救急科、救助科はすべての学校が毎年度または隔年で実施している一方で、特殊災害科や危険物科は未開講の割合が高くなっている。未開講の主な理由としては、「受講希望者が少ない」、「消防本部からの要望がない」、「教育スケジュールの関係から、より必要性の高いものを優先している」などであった。

また、幹部教育については、図表17のとおり、上級幹部科、初級幹部科で未開講の割合が他と比較すると高くなっているが、その理由としては「受講者の減少で休止中」「入校希望者が少ない」「中級幹部科と初級幹部科を統合して実施」などであった。なお、上級幹部科については、対象を主として消防司令長以上としているが、比較的規模の小さい消防本部では消防長若しくはその直近下位の補職となるため、入校により消防本部を不在とすることが難しいことや、消防大学校の上級幹部科等を受講すれば足りるため、あえて都道府県の消防学校において受講する必要がないことなども理由となっている。

（図表16 専科教育の開講頻度）

種別		開講頻度				
		毎年	隔年	3年に1回	未開講	その他
警防科	校数	23	18	2	7	5
	割合	41.8%	32.7%	3.6%	12.7%	9.1%
特殊災害科	校数	17	19	3	10	6
	割合	30.9%	34.5%	5.5%	18.2%	10.9%
予防査察科	校数	22	23	6	2	2
	割合	40.0%	41.8%	10.9%	3.6%	3.6%
危険物科	校数	7	21	8	17	2
	割合	12.7%	38.2%	14.5%	30.9%	3.6%
火災調査科	校数	22	24	7	1	1
	割合	40.0%	43.6%	12.7%	1.8%	1.8%
救急科	校数	54	0	0	1※	0
	割合	98.2%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%
救助科	校数	41	14	0	0	0
	割合	74.5%	25.5%	0.0%	0.0%	0.0%

※救急科の未開講1は、初任教育の中に救急科を組み込んでおり、専科教育として実施していないもの。

(図表 1 7 幹部教育の開講頻度)

種別	開講頻度					
		毎年	隔年	3年に1回	未開講	その他
初級幹部科	校数	21	17	5	9	3
	割合	38.2%	30.9%	9.1%	16.4%	5.5%
中級幹部科	校数	22	20	5	4	4
	割合	40.0%	36.4%	9.1%	7.3%	7.3%
上級幹部科	校数	18	10	10	11	6
	割合	32.7%	18.2%	18.2%	20.0%	10.9%

ウ 各教育訓練に関する主な意見

(ア) 初任教育

《基礎教育》

- ・ 「理化学」は他の教科目に統合し、必要最低限の内容とする。
- ・ 「情操」、「倫理」、「法政通論」、「理化学」は、時間数を縮減する。
- ・ 当校では、基礎教育時間のうち10時間程度を実科訓練に振り替えている。
- ・ 初任学生にも緊急消防援助隊を含めた大規模災害への対応力等基礎的な知識を習得させる必要がある。
- ・ 「服務と勤務は」、消防学校ではなく各消防本部で教える方が効果的と考える。

《実務教育》

- ・ 救急の50時間は、基礎的教育に限定した教科目及び時間に短縮する。
- ・ 来たるべき大規模地震等に備え、住民への防災教育の強化が必要なので、職員に対する「防災」の時間数を増やす。
- ・ 「安全管理」のなかに「危険予知」の内容が含まれているが、現行の時間数では不十分なため、新たに「危険予知訓練」を設ける。
- ・ 車両運行要領、機関運用要領の実習時間を考慮すると、「消防機械・ポンプ」の時間を増やす。

《実科訓練》

- ・ 機器取扱訓練については、多種にわたる資器材の取扱を訓練することから、時間数を増やす。
- ・ 当校では消防活動応用訓練時間を基準時間数より多く確保している。

《その他》

- ・ 「選択研修」は削除し、他の教科目に振り分ける。

## (イ) 専科教育

### 《警防科》

- ・ 実技時間の充実を望む要望があり、時間数を増加して実施している。特に小隊長としての指揮能力を高めるための想定訓練を実施しており、実技訓練時間の増加を希望する。
- ・ 「講話」や「健康管理」の必要性は薄いと考える。
- ・ 火災件数の減少や世代交代から災害経験の少ない職員が急増していることから、実技訓練の時間数を増やす。

### 《特殊災害科》

- ・ 警防科と重複する部分が多く、統合可能
- ・ 特殊災害は、多岐に渡り専門的知識が必要な教育であるので、消防大学の NBC コースのようにもう少し特化した教科目編成するとともに時間数を30時間程度（5日間程度）にし、消防本部の現場人員確保にあまり支障のない教育期間にする。
- ・ 活動マニュアルに沿った活動を修得させるための実技時間を増やす。

### 《予防査察科》

- ・ 教科目のうち、危険物に関する科目を危険物科に統合する。
- ・ 予防査察科であるため、教科目に「違反是正」の研修時間を設ける。
- ・ 査察に関する時間数を増加して実施しているが、査察実習の効果が大きいことから時間数を増加する。

### 《危険物科》

- ・ 危険物規制事務を担当して間もない消防職員や未経験の消防職員が多数を占めることから、教科目・時間数等は現行基準で適当と考える。
- ・ 実務的な内容に特化するためにも、「講話」の必要性は薄いと考える。
- ・ 予防査察科と類似した科目もあることから、統合する。

### 《火災調査科》

- ・ 調査実習の時間数の増加を希望する。
- ・ 火災調査科は、原因調査の調査技法と調査書類作成が重要視されることから、関係法規の学習は必修にすべきと考える。

### 《救急科》

- ・ 一定の教育効果を確認するため、効果測定を基準化（標準化）する。
- ・ 教育レベルの効果を上げるため、約1か月前にテキストを配布し、入校時にプレテストを実施したところ、理解度が向上したので、入校前教育について検討する。

### 《救助科》

- ・ 多種多様な救助操法や近年、都市型救助が普及していることから、救助訓練の時間を増やす。
- ・ 東日本大震災などの経験を教訓として、緊急消防援助隊の受援体制や高度救助用資機材の取扱い、がれき救助訓練などを内容とした震災対応訓練を取り入れる。
- ・ 救助科での「救急」は不要である。

(ウ) 幹部教育

《初級幹部科》

- ・ 「講話」や「人事業務管理」の必要性は薄いので、時間数を短縮する。
- ・ 初級幹部としての視点は、消防時事を学び、現場指揮・人事業務管理・安全管理が重要である。
- ・ 安全管理は教養（座学）と訓練時の安全管理等を研修する必要があるため時間数を増やす。

《中級幹部科》

- ・ 現場指揮の時間を増やし、シミュレーション訓練の充実を図る。
- ・ 人事管理業務の人権教育の内容について、再考すべきである。
- ・ 「人事業務管理」、「現場指揮」の時間数を増やす。

《上級幹部科》

- ・ 教科目のうち人事管理について、現場で課題となっている隊員（職員）のメンタルヘルス、惨事ストレスの時間を拡充すべきと考える。
- ・ 近年の危機管理体制のあり方を考えると、教育時間数は3時間（1日）程度とする。
- ・ 県単位での教育では、教育効果・効率が悪いいため、各ブロック単位等で実施する。

エ 初任教育と併せてまたは初任教育に引き続いて行う専科教育について

平成11年度調査において、初任教育期間中に専科教育を併せて実施している消防学校は5校（9%）あり、その全てが救急科（当時「救急標準課程」）であった。（「消防における教育訓練機関の連携方策検討会報告書」6頁より引用。）

今回の調査においては図表18のとおり、平成25年度に初任教育期間中に併せてまたは初任教育に引き続き専科教育を実施している学校は、合計19校（34.5%）あり、その全てが救急科を実施していた。また、そのうち2校は、救急科に加えて救助科も実施していた。

(図表18) 初任教育と併せて又は引き続いて専科教育を実施している消防学校 (H25年度)

(単位:校)

区 分	道府県(46校中)				政令市等(9校中)				合計(55校中)			
	救急	救助	内訳	割合	救急	救助	内訳	割合	救急	救助	内訳	割合
ア 初任教育と併せて実施している	3		6.5%		4		44.4%		7		12.7%	
	内訳				内訳				内訳			
	救急	3	救助	0	救急	4	救助	0	救急	7	救助	0
イ 初任教育に引き続いて実施している	10		21.7%		2		22.2%		12		21.8%	
	内訳				内訳				内訳			
	救急	10	救助	2	救急	2	救助	0	救急	12	救助	2
合計(ア+イ)	13		28.3%		6		66.7%		19		34.5%	
	内訳				内訳				内訳			
	救急	13	救助	2	救急	6	救助	-	救急	19	救助	2

※道府県における区分イについて、2校が救急科のほか救助科も実施しているため重複計上しており、合計数と内訳数が一致しない。

## (2) 見直しの方向性とその内容

### ア 初任教育

#### (ア) 見直しの方向性

調査における、初任教育の総時間数800時間に関する設問について、8割以上の学校が「現行のままでよい」としていることから、抜本的な見直しは行わない。

ただし、図表19のとおり、約1割の消防学校が「増やした方がよい」としており、その理由として、ほとんどの学校が消防活動訓練、救助訓練、機器取扱訓練、消防活動応用訓練等の実科訓練の時間数の不足を挙げている。また、初任教育に関する意見（自由記載）においても、「実科訓練の時間数を増やすべき」との意見が複数あったほか、基礎教育の時間数を削減して実科訓練に振り替える等の運用を行っている学校が複数あった。

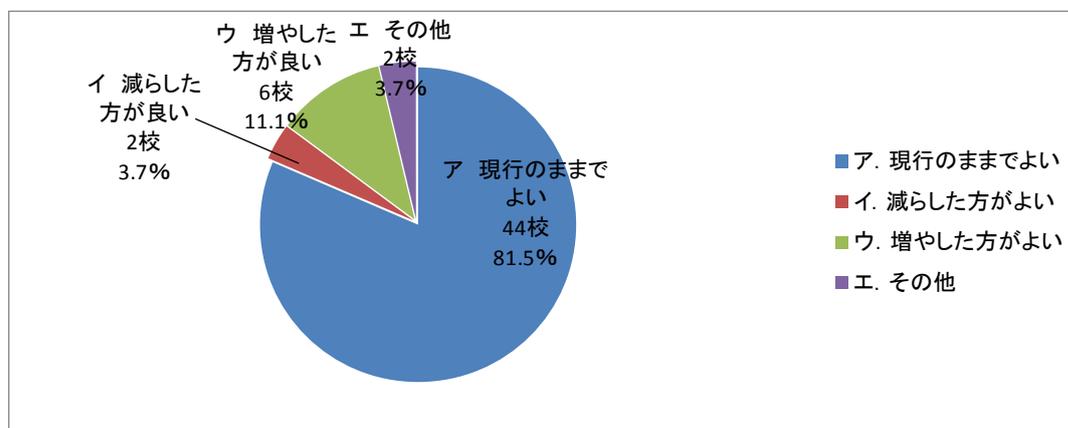
以上を踏まえ、改めて各教科目の必要度と必要時間数等について、適切な配分となるよう点検を行い、必要な部分について見直しを行うこととする。特に主眼とすべきは、災害対応力を養うための実技を伴う訓練や安全管理等に関する教科目の充実強化などがある。

また、近年の災害傾向等から新たに初任教育へ追加することや内容の充実が必要と考えられるものは、緊急消防援助隊に関する内容や、予防査察や違反処理に関する内容などがある。

(図表 1 9 初任教育の総時間数(800時間)について)

	ア. 現行のままでよい	イ. 減らした方がよい	ウ. 増やした方がよい	エ. その他
校数	44	2	6	2
割合	81.5%	3.7%	11.1%	3.7%
主な意見	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間短縮可能な部分は短縮してもよいと考える。</li> <li>・消防本部の規模や地域性によって資機材や部隊の組み方に違いがあるため、消防学校の教育訓練ではそのバリエーションに対応できず、一般的、平均的な内容の訓練となってしまう、即戦力として通用する人材育成が難しい面がある。訓練期間全体は短くせずとも良いが、それぞれの現場に応じたOJTの時間を増やすため学校での教育期間はもっと短くても良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防学校の教育訓練の基準第4条第3項の記載があるように、災害現場で活動できることが重要と考える。そのためには実務教育における安全管理や実科訓練における消防活動訓練、同応用訓練、機器取扱訓練の教育時間を増やすことが必要と考える。</li> <li>・実科訓練の時間数を増やし、より充実した訓練を実施するため。</li> <li>・各論(種目・教科目について)の回答のとおり、時間数を増やしたほうがよいと思われる科目が多数あるため。</li> <li>・専科教育(救急科)については、現場経験がなくても理解できる「知識教育」であるため、初任教育の期間中に実施する方が合理的と考える。</li> <li>・新規採用職員への教育訓練の充実を図るためには、時間増が望ましい。政令指定都市消防学校の場合、単独消防本部での消防学校保有であるため増加の調整が図りやすい面があるが、道府県消防学校の場合、各消防本部との調整が困難であると考え。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の实情に応じて実施すればよい。</li> </ul>

※消防学校数=54校(東京都は東京消防庁1校として計上)



(イ) 見直しの内容

① 消防学校の教育訓練の基準

総時間数800時間を前提とし、一部の教科目について、適正な時間数、内容設定となるよう実態と必要性を勘案した科目設定や時間配分等となるよう調整を行う。

- ・ 必要な時間数や他の教科目と重複する部分等を精査

- 削減した時間数を、より必要度の高い教科目へ配分  
(削減対象科目：情操、法制通論、消防法、理化学、選択研修)  
(配分対象科目：査察、安全管理、防災、消防活動訓練、救助訓練、機器取扱訓練、消防活動応用訓練)
- 大規模災害時の対応（主に緊急消防援助隊）について、既存の教科目「防災」の中に内容を追加
- なお、倫理の時間数を削減すべきとの意見も複数あったが、初任教育については、年齢・社会経験等が異なる学生に対し例外なく公務員、社会人としての基礎を身につけさせることも重要な要素であることから、倫理については現行どおりとする。
- 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標については、i「教科目」の名称は適当か、ii「分類指標」と「主眼とすべき教育内容」の構成内容は適当かについて総点検を行い、追加・削除・修正（統合・改廃）
- その他に、基準及び指標の改正については、最終的に消防教科書の内容に反映されよう消防大学校と連携を図りながら改訂

■標準的カリキュラムの具体的な検討結果（初任教育）

種目	教科目	現行	改正	増減	改正内容
基礎教育	倫理	5	5	0	現行どおり。
	情操	4	0	-4	単独の教科目としては廃止し、内容を「行事その他」に統合
	法制通論	15	20	-7	1つに統合して時間数を削減するとともに、教科目名を「法学基礎・消防法」に改める。
	消防法	12			
	消防制度	8	8	0	教科目名を「消防組織制度」に改める。
	服務と勤務	28	28	0	現行どおり。
	理化学	15	10	-5	「消防機械・ポンプ」と重複する内容があるため、時間数を削減
	小 計	87	71	-16	計16時間を削減し、実務教育へ配分
実務教育	予防広報	20	20	0	基準の改正は行わないが、指標の見直しを実施
	危険物	8	8	0	基準の改正は行わないが、指標の見直しを実施
	消防用設備	12	12	0	基準の改正は行わないが、指標の見直しを実施
	査察	24	27	+3	火気使用設備・器具の査察着眼点等の内容を追加し時間数増併せて指標も見直しを実施
	建築	10	10	0	現行どおり。
	安全管理	12	16	+4	危険予知訓練等の内容追加し時間数を増加併せて指標の見直しを実施
	特殊災害と保安	10	10	0	現行どおり。
	火災防ぎよ	30	30	0	現行どおり。
	火災調査	15	15	0	基準の改正は行わないが、指標の見直しを実施
	防災	22	24	+2	緊急消防援助隊に関する内容を追加し時間数増併せて指標の見直しを実施
	救急	50	50	0	現行どおり。
	消防機械・ポンプ	10	10	0	現行どおり。
	小 計	223	232	+9	基礎教育から削減した16時間のうち9時間を配分
実科訓練	訓練礼式	50	50	0	現行どおり。
	消防活動訓練	80	82	+2	時間数増
	救助訓練	40	45	+5	時間数増
	機器取扱訓練	50	55	+5	時間数増
	消防活動応用訓練	80	85	+5	時間数増
	体育	55	55	0	現行どおり。
	小 計	355	372	+17	基礎教育から削減した16時間のうち7時間とその他で削減した10時間の合計17時間を配分
その他	実務研修	35	35	0	現行どおり。
	選択研修	50	40	-10	現行どおり地域の実情に応じて、前記以外の教育の追加や各教科における時間数の増加を図ることとするが、時間数を見直し10時間削減
	行事その他	50	50	0	時間数はそのままに、現行の「情操」で行っていた内容（社会講話、業務講話）を追加
	小 計	135	125	-10	計10時間を削減し、実科訓練へ配分
計	800	800	0	総時間数は現行どおり。全体の時間数を精査し、実技を伴う教科目の時間数を増	

## イ 専科教育

### (ア) 見直しの方向性

前述のとおり、向こう10年の初任教育受講者数は、平成27年度以降減少に転じると予測されることから、今後は各消防学校とも専科教育に費やす時間と人員(教員)を増やすことが可能になると考えられる。平成19年度以降における定年退職者の大量退職に伴い、各消防本部では専門的知識・経験の少ない中堅職員が増えつつあることや近年の予防業務の高度化・専門化などを勘案すると、専科教育の更なる充実が必要である。

なかでも予防業務については、平成24年5月の広島県福山市のホテル火災、平成25年2月の長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災、8月の福知山市発生した花火大会火災、10月に福岡市で発生した有床診療所火災等、これまでに経験のない態様の火災の発生を受け、消防法施行令が一部改正されたほか、立入検査における違反是正の重要性が増す中、消防職員には防火管理、消防用設備等の専門知識を活用して査察業務を行うためのスキルが求められていることから、予防査察科の充実などの必要性が高くなっている。

さらに、近年は緊急消防援助隊の登録隊数も増加しており、消防隊間、他機関等とのより高度な連携活動要領など、新たに消防学校の教育に盛り込む必要性の高い分野も出てきている。

救助分野では、捜索救助機関の世界的標準となっている「国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)」のガイドラインでは、活動現場での関係機関間の調整を図るための活動対象物の評価や活動成果に関する情報を表記するための標示方式が示されており、国際緊急援助隊が捜索救助活動を実施する場合や東日本大震災時に海外の救助隊が捜索救助活動を実施する場合にも活用されている。このような状況に鑑み、消防庁としても、大規模災害時において、消防機関が自衛隊、警察、海上保安庁等の関係機関と連携して活動する現場(多数の消防機関が連携して活動する現場を含む。)で使用する統一的な活動標示方式を示したことから、専科教育救助科等において訓練を実施することが必要と考えられる。

また、後述する、人材活用スキーム等(図表20)により、各分野において高度なスキルを有する職員を講師等として積極的に活用し、各専科教育の底上げを図る。

その他に教育訓練基準において、「必要があるときは、二以上の科を合わせて行うことができるものとし、重複することとなる教科目については、これを省略するものとする。」としていることについては、現行どおりとするなど、一定の柔軟性を確保する。

なお、各消防本部の負担を考慮し、消防職員の入校期間についても配慮する必要があることから、内容の見直しにあたっては、時間数の変更は行わず現行時間数内において調整を行うことが適当である。

また、消防教科書への反映についてであるが、消防教科書が初任教育及び職場教育において広く利用されることを望み編集が行われていること、また、その使用状況と

して一部の消防学校において専科・幹部教育での使用実績があることに鑑み、可能な範囲で専科教育に通じる内容反映を図ることが望ましい。

(イ) 見直しの内容

① 警防科

- ・ 現行の教育訓練基準を踏襲しつつ、実技訓練の時間を増やすことにより、更なる充実を図る。消防本部の実情を考慮し、職員が受講し易い研修期間とのバランスを勘案しながら検討する必要があることから、削減可能な教科目から増やすべき教科目へ配分

(削減対象科目：警防行政の現状と課題)

(配分対象科目：実技訓練)

- ・ 「教育訓練基準」の教育指標については、i「教科目」の名称は適当か、ii「分類指標」と「主眼とすべき教育内容」の構成内容は適当かについて総点検を行い、追加・削除・修正（統合・改廃）

■標準的カリキュラムの具体的な検討結果（専科教育・警防科）

教科目	現行	改正	増減	改正内容
講話	1	1	0	現行どおり。
警防行政の現状と課題	3	0	-3	単独の教科目としては廃止し、教科目「警防対策」と統合
防災	5	5	0	現行どおり。
警防対策	13	13	0	時間数はそのままに、現行の「警防行政の現状と課題」で行っていた内容（社会講話、業務講話）を追加
消防戦術と安全管理	14	14	0	現行どおり。
図上訓練	10	10	10	現行どおり。
実技訓練	12	15	+3	「警防行政の現状と課題」から削減した3時間を配分
事例研究	6	6	0	現行どおり。
健康管理	3	3	0	現行どおり。
効果測定	2	2	0	現行どおり。
行事その他	1	1	0	現行どおり。
計	70	70	0	総時間数は現行どおり。全体の時間数を精査し、実技を伴う教科目の時間数を増

② 特殊災害科

- ・ 教育訓練基準については、現行どおりとする。
- ・ 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標については、i「教科目」の名称は適当か、ii「分類指標」と「主眼とすべき教育内容」の構成内容は適当かについて総点検を行い、追加・削除・修正（統合・改廃）

③ 予防査察科

- ・ 消防法令違反が多い現状等を踏まえ、「違反処理」に関する教育等（適切な違反是正と違反処理を行うために必要な計画作成や執行管理等のマネジメントに関することを含む。）の充実を図る。教科目の時間配分を精査するとともに、必要性の高い科目の内容を充実

（削減対象科目：予防査察行政の現状と課題）

（配分対象科目：査察実習）

- ・ 教育訓練基準の教育指標については、i「教科目」の名称は適当か、ii「分類指標」と「主眼とすべき教育内容」の構成内容は適当かについて総点検を行い、追加・削除・修正（統合・改廃）

■標準的カリキュラムの具体的な検討結果（専科教育・予防査察科）

教科目	現行	改正	増減	改正内容
講話	1	1	0	現行どおり。
予防査察行政の現状と課題	2	1	-1	1時間削減。
消防同意	6	6	0	現行どおり。
査察	24	24	0	現行どおり。
危険物規制	7	7	0	現行どおり。
違反処理	14	14	0	現行どおり。
査察実習	7	8	+1	違反処理に関する内容等を追加し時間数増
事例研究	6	6	0	現行どおり。
効果測定	2	2	0	現行どおり。
行事その他	1	1	0	現行どおり。
計	70	70	0	総時間数は現行どおり。

④ 危険物科

- ・ 教育訓練基準については、現行どおり。
- ・ 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標については、i「教科目」の名称は適当か、ii「分類指標」と「主眼とすべき教育内容」の構成内容は適当かについて総点検を行い、追加・削除・修正（統合・改廃）を行うこととする。

⑤ 火災調査科

- ・ 教育訓練基準については、現行どおりとする。
- ・ 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標については、i「教科目」の名称は適当か、ii「分類指標」と「主眼とすべき教育内容」の構成内容は適当かについて総点検を行い、追加・削除・修正（統合・改廃）

⑥ 救急科

- ・ 教育訓練基準については、現行どおりとする。
- ・ 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標については、i 「教科目」の名称は適当か、ii 「分類指標」と「主眼とすべき教育内容」の構成内容は適当かについて総点検を行い、追加・削除・修正（統合・改廃）を行うこととする。

⑦ 救助科

- ・ 現行基準を踏まえつつ、実際の活動に即した新たな内容を追加する。具体的には、緊急消防援助隊等の広域的な活動を想定した他機関との連携要領や統一的な

技術（倒壊建物等へのマーキング技法）の内容の追加について検討を行う。

（削減対象科目：救急）

（配分対象科目：災害救助対策）

- ・ 「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標については、i 「教科目」の名称は適当か、ii 「分類指標」と「主眼とすべき教育内容」の構成内容は適当かについて総点検を行い、追加・削除・修正（統合・改廃）を行うこととする。

■標準的カリキュラムの具体的な検討結果（専科教育・救助科）

教科目	現行	改正	増減	改正内容
講話	1	1	0	現行どおり。
安全管理	21	21	0	現行どおり。 ただし、指標の見直しは実施。
災害救助対策	21	23	+2	緊急消防援助隊派遣時における他機関等との連携要領や大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示(マーキング)方式に関する内容を追加し時間数増
救急	7	5	-2	時間数を削減
救助器具取扱訓練	21	21	0	現行どおり。 ただし、指標の見直しは実施。
救助訓練	30	30	0	現行どおり。 ただし、指標の見直しは実施。
総合訓練	30	30	0	現行どおり。 ただし、指標の見直しは実施。
体育	3	3	0	時間数は現行どおり。教科目名を「健康管理」に改める。 ただし、指標の見直しは実施。
効果測定	5	5	0	現行どおり。 ただし、指標の見直しは実施。
行事その他	1	1	0	現行どおり。
計	140	140	0	総時間数は現行どおり。全体の時間数を精査し教科目「災害救助対策」に配分。

ウ 幹部教育

(7) 見直しの方向性

初級幹部科と中級幹部科の統合に関する意見が多かったが、対象となる階級が異なることから、現行どおりの区分とする。なお、消防本部の規模の大小により、幹部職員の定義が異なることから、各本部の実情を参酌しながら、各消防学校において対象者を定めることのできるよう、また、必要に応じて二以上の科を合わせて行うことができるよう基準に柔軟性を持たせることとする。内容の見直しにあたっては、各消防本部の負担を考慮し、入校期間についても配慮する必要があることから、時間数の変更は行わず現行時間数内において調整を行う。

(1) 見直しの内容

① 初級幹部科

消防司令補及び部隊又は係の長である消防士長を対象とすることから、基本的な現場指揮要領や安全管理に関する内容の充実を図る一方、講話、行事その他等については、時間数を削減

(削減対象科目：講話、消防時事、行事その他)

(配分対象科目：安全管理、現場指揮)

■標準的カリキュラムの具体的な検討結果（幹部教育・初級幹部科）

教科目	現行	改正	増減	改正内容
講話	4	1	-3	初級幹部として職責を理解させることを目的に設けているが、現行の4時間は必要ないことから3時間を削減
訓練礼式	2	2	0	現行どおり。
消防時事	10	8	-2	内容を精査し、時間数を2時間削減。
消防財政	3	3	0	現行どおり。
人事業務管理	12	12	0	現行どおり。 ただし、指標の見直しは実施。
安全管理	6	10	+4	初級幹部として必要な職員の安全管理について実施。時間数増。
現場指揮	15	18	+3	初級幹部として必要な災害現場での指揮要領を中心に実施。時間数増。
事例研究	15	15	0	現行どおり。
行事その他	3	1	-2	2時間削減。
計	70	70	0	現行どおり。

② 中級幹部科

初級幹部科と同様に現場指揮要領や安全管理に関する内容の充実を図る一方、講話、行事その他等については、時間数を削減

(削減対象科目：講話、行事その他)

(配分対象科目：安全管理、現場指揮)

■標準的カリキュラムの具体的な検討結果（幹部教育・中級幹部科）

教科目	現行	改正	増減	改正内容
講話	2	1	-1	初級幹部として職責を理解させることを目的に設けているが、現行の4時間は必要ないことから3時間を削減
訓練礼式	1	1	0	現行どおり。
消防時事	4	4	0	現行どおり。
消防財政	2	2	0	現行どおり。
人事業務管理	10	10	0	現行どおり。
安全管理	4	5	+1	中級幹部として必要な職員の安全管理について実施。時間数増。
現場指揮	8	10	+2	初級幹部として必要な災害現場での指揮要領を中心に実施。時間数増。
事例研究	15	15	0	現行どおり。
行事その他	3	1	-2	2時間削減。
計	49	49	0	現行どおり。

惨事ストレスを含めた職場におけるメンタルヘルス対策やハラスメント対策等に  
関する内容の充実を図る一方、行事その他等については、時間数を削減

(削減対象科目：行事その他)

(配分対象科目：人事管理)

■標準的カリキュラムの具体的な検討結果（幹部教育・上級幹部科）

教科目	現行	改正	増減	改正内容
管理職の役割	2	2	0	現行どおり。
業務管理	3	3	0	
人事管理	3	4	+1	惨事ストレス含めた職場のメンタルヘルス対策やハラスメント対策についての内容を追加し時間数増。
危機管理	3	3	0	現行どおり。 ただし、指標の見直しは実施。
事例研究	8	8	0	現行どおり。
行事その他	2	1	-1	1時間削減。
計	21	21	0	現行どおり。

エ 特別教育

(7) 見直しの方向性

現行の基準の維持しつつ、新たに実施することが必要と考えられる内容について、  
想定される特別教育として列挙する。

(i) 見直しの内容（例）

NBC災害に関するより高度な教育訓練が必要との意見があった。また、今後、日  
本国内において開催が予定されている大規模イベントに対応できる知識・技術等を訓  
練するためにNBC災害（テロ対策を含む。）に特化した特別教育なども検討

(3) その他

ア 1日あたりの時限数について

現行基準では、教育訓練の一単位時間は、50分を標準とし、教育訓練の1週間の単  
位数は、35単位を標準として編成するものとしているが、本部の要請により、あるい  
は初任教育に引き続き専科教育（救急科等）を実施することに伴い教育訓練期間を短縮  
するために1日の単位を8単位（1週間あたり40単位）としている消防学校もある。

労働基準法に定める1日あたり・1週間あたりの法定労働時間を超えない限りは、地  
域の実情に応じて1日8単位・1週間あたり40単位とすることは可能であることから、  
今後改正予定の「消防学校の教育訓練の基準」においては、消防学校及び地域の実情に  
応じて1日あたり7単位又は8単位（1週間あたり35単位又は40単位）によりカリ  
キュラムを作成することができることを教育訓練基準に明示する。

イ 教育訓練における指導手法等について

消防学校で行う教育訓練において、受講者の行動に戒めるべき点があった場合や、教  
員等の指導内容について理解が進まない場合等において、教員等が受講者に対し直接ま

たは間接に肉体的苦痛を与える行為はあってはならない。また、強制・強要という軽微な肉体的負荷等を与える行為、暴言等により精神的な苦痛を与える不適切な言動も同様である。

それらの行為を防止する対策を、各消防学校において検討するとともに、全教員（講師）が共通の認識として捉えることができるよう、明文化しておくことも必要である。

※「資料編」に参考資料を添付

### 第3章 より高度な教育訓練を実施するために

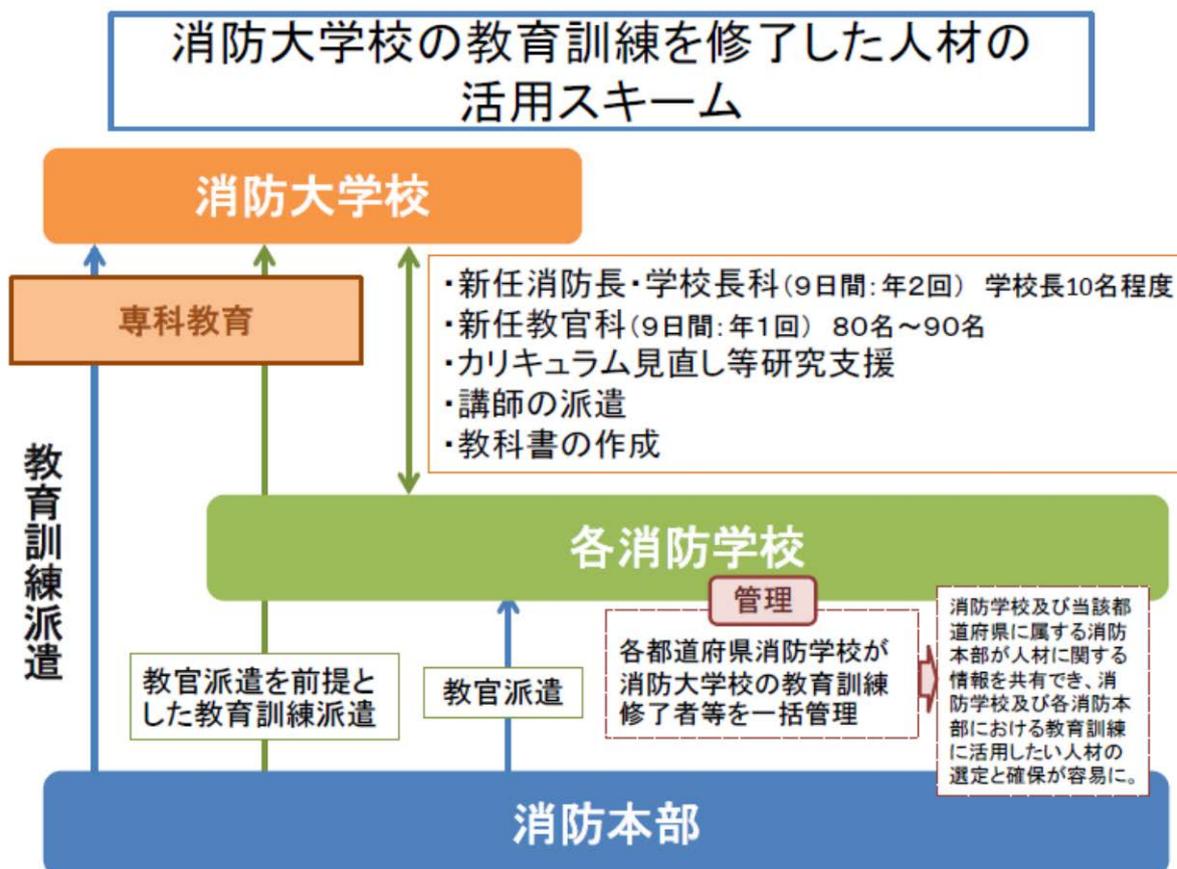
#### 1 教員となる人材の質の確保・向上

消防学校の教育訓練の充実強化に当たっては、何よりも教員となる人材の量的・質的確保が重要である。教員数の確保のうち、量的確保については、前章にある教員数の見直しを行うことが考えられるが、質の確保のためには、資質を備えた消防職員の活用とともに、特に高度の専門的知見のある有識者等の人材の活用により高度化・専門化する消防事務に対応する必要がある。その際には、消防大学の協力のもと高度の専門的知見のある有識者を予め確保しておくことが必要である。

#### (1) 消防大学の教育訓練を修了した人材を活用するためのスキームの強化

現在、消防大学校においては、消防大学校の行う教育訓練修了者のリストを各消防学校へ提供しているところであるが、その活用が充分になされていないのが現状である。今後は、各消防学校が当該リストを蓄積して一括管理することで、消防学校及び当該都道府県に属する消防本部が人材に関する情報を適時適切に共有でき、教育訓練に活用したい人材の選定と確保を容易にする仕組みを構築すべきである。また、当該名簿の中から高度な知識・技術を有する人材を選定し、消防学校の教員や講師等のほか各消防本部における研修等の講師等として活用することで、教育訓練に携わる人材の更なるレベルアップが期待される(図20)

(図表20 消防大学の教育訓練を修了した人材の活用スキーム)



(2) 消防学校の講師等の確保を支援するためのスキームの構築

現在、消防大学校においては、「消防大学校客員教授」として、大学准教授・講師や民間の有識者等を招き、教育訓練を行っているところである。このスキームを活用し、客員教授の講師陣をリストアップし、都道府県消防学校の要請に応じて紹介できる仕組みを整備することで、専門分野等において、自力で講師の確保が困難な消防学校についても一定水準知識・技術を備えた講師等の確保に資することが可能である。

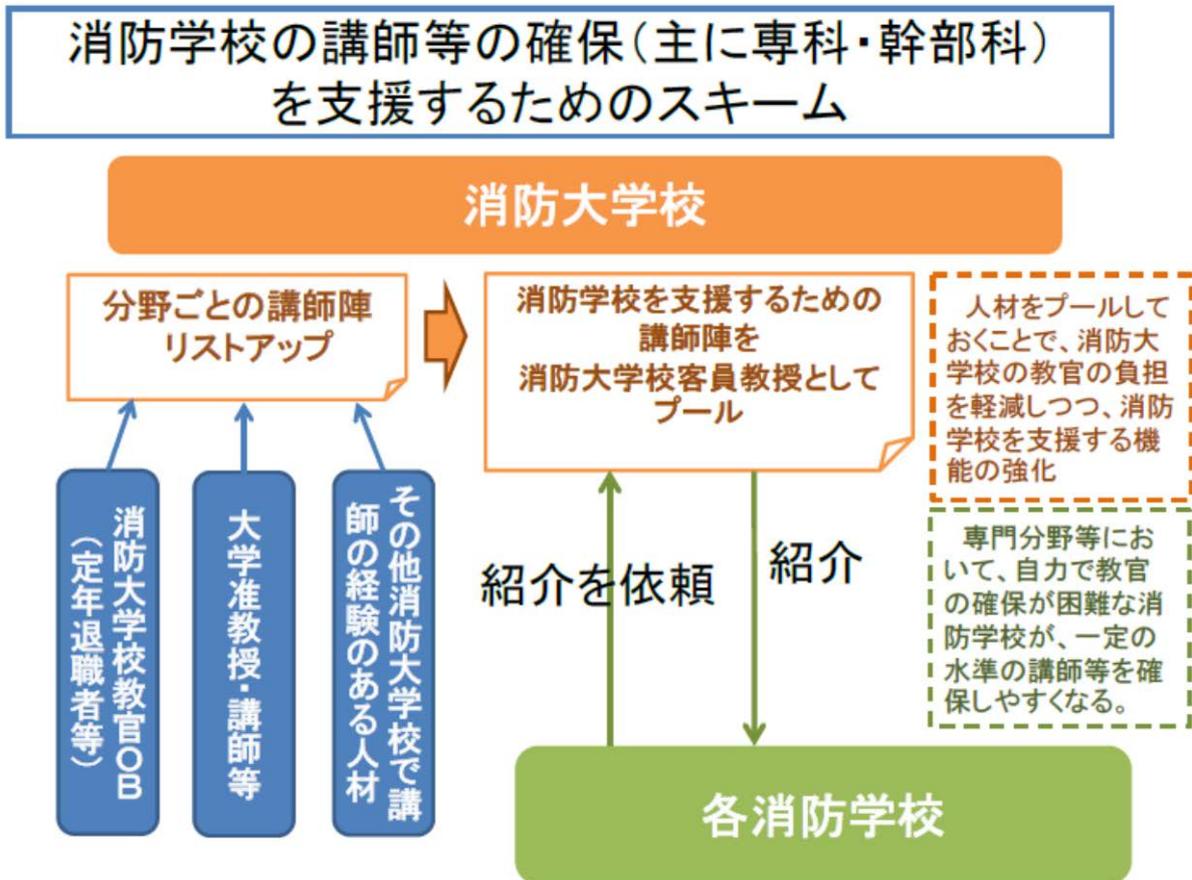
客員教授としてプールする人材については、

- ▶ 消防大学校で行う教育訓練で大学准教授・講師等
- ▶ 消防大学校の教官OB（定年退職者等）
- ▶ その他消防大学校で講師の経験のある人材

などが考えられ、その確保と消防学校への周知については消防大学校が中心となって運用していく必要がある。

消防大学校には、消防学校並びに消防職員及び消防団員の訓練機関の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助を行うとの役割があるため、従来から講師派遣依頼への対応も行ってきている。一方、消防大学校の教授及び助教授等の人数にも限りがあることから、多くの消防学校のニーズに対応するためには、客員教授等、外部の人材を有効に活用することが求められる。（図表2-1）

（図表2-1 消防学校の講師等の確保を支援するためのスキーム）



なお、消防学校の教員については、消防本部からの派遣者に頼らざるを得ない状況であるが、消防本部によっては、条例定数内の消防職員を消防学校へ派遣することから、派遣期間中は当該本部の人員に欠員が生じる場合もある。消防本部から消防学校への職員派遣については、市町村消防本部の持ち回りにより実施している場合が多く、職員の派遣を負担と感じる消防本部も少なくない。教員の確保は原則として長期（1年以上）派遣によるべきだが、教育内容等によっては、それ以外の方法により補完的に指導要員を充実させることも必要であり、専門的かつ高度な知識・技術を持つ職員を短時間の講師等として招へいする手法などが考えられる。

### （3）消防学校と消防本部の連携

教育訓練の更なる充実を図るためには、消防学校と消防本部がそれぞれの役割に応じて分担し、相互に緊密な連携を図りつつ職員の訓練を行うことが必要である。

消防本部が担うことが期待される役割として、地域の気象条件、地形、災害の発生態様・特性などの管内情勢を十分考慮した上で、実際の災害を想定した教育訓練を消防学校と連携を図りながら計画的に実施する必要がある。消防職員及び消防団員の教育訓練は都道府県の所掌事務であり、消防学校で実施することとされているが、消防学校に全面的に依存することがあってはならない。また、専科教育、幹部教育、特別教育については、消防職員を入校させるに際して、各本部で事前に予備的な教育を行うなど、教育訓練を効果的に受講させるための配慮が必要である。また、各教育訓練修了者に対しては、必要に応じて現場ならではの補完教育を積極的に実施するなど、教育効果の定着と習熟度の一層の向上を図られるよう配慮すべきである。さらに、専科教育等修了者を指導者として、各消防本部における職場内教育（OJT）に活用することにより継続的な人材育成が可能となる。各消防本部においては、今後とも消防職員の教育訓練にかかる労を惜しむことなく、人材育成を推進することが今後の消防力の維持向上に不可欠であることを認識する必要がある。

また、消防学校の円滑な運営のためには消防本部をはじめとした関係機関の協力が不可欠であることから、施設等の基準では、各消防学校長の判断により消防学校の運営に関する協議会等を設置できることとされている。平成25年度における設置・開催状況については表10のとおりで、65.5%の学校が設置し、そのうち約9割が1回または2回の開催となっている。引き続き、この協議会を活用し消防学校と消防本部との間で調整を図り地域の実情に応じた協力体制を強固にし、消防職員に対する教育訓練の一層の充実を図られることを期待する。

（図表22 協議会の設置・開催状況）

設置校数	36	設置率	65.5%
------	----	-----	-------

開催回数	校数	割合
1回	19	52.8%
2回	13	36.1%
3回	3	8.3%
4回以上	1	2.8%

## 2 消防学校間の連携の推進

これまでも消防学校等の連携により、教育訓練機会の確保を図っている取組が見られるが、各消防学校とも、それぞれに実践的訓練施設等を整備することが難しい状況にある中、また、各消防学校では受講希望の少ない学科等の開講が困難な中、他の消防学校と連携して教育訓練を実施することにより、自校の人員・施設・設備のみでは実施できない教育訓練についても実施することが可能となることから、更に推進することが求められる。また、消防学校間で連携し複数の都道府県の消防本部が合同で教育訓練を実施することにより、今後、派遣増加が予想される緊急消防援助隊における活動の際にも円滑な協力体制が確保しやすくなるなどの副次的効果も期待できる。

消防学校間の連携相手としては、例えば、指定都市の消防学校とその指定都市の所在する道府県の消防学校での取組が進んでいるほか、複数府県で構成される広域行政エリアにおける消防学校間での実施も見られるところであり、今後は緊急消防援助隊のブロック単位などにおける取組も期待される。

内容としても、専科の一部種別を連携して開講するケースのほか、実践的訓練を施設の充実した消防学校で連携して実施するなどの例も見られる。

今後、更なる教育訓練の高度化・専門化に対応するために、限られた人材・施設・設備を有効に活用すべく、様々な形で広域的な連携に取り組むことが求められる。

### (1) 複数の消防学校間における連携の状況

平成25年度における、複数の消防学校間の連携状況であるが、図表23のとおり延べ76校が36の教育・科で連携した教育訓練を実施していた。

なお、連携の一例を図表24に示す。

(図表23 平成25年度における消防学校間の連携状況)

#### 1 連携事例数

初任教育	救助科	火災調査科	特殊災害科
17	6	5	3
予防査察科	初級幹部科	その他	合計
2	1	2	36

#### 2 連携校数

延べ76校
-------

(図表 2 4 消防学校間の連携事例)

連携学校名	種類・科目 ・種別	実施場所	実施期間・形態	内容・効果・課題	費用負担	経緯	効果・課題・継続予定
富山県消防学校 神奈川消防学校	救助科	(実施場所) 富山県消防学校	(期間) 平成25年10月15日 ～10月17日 (3日間 計56時間)	【内容】 緊急消防援助隊に係る制度及び活動上の技 術を含めた広範な知見に基づき総合的な技能 の養成を目的として、神奈川県が自動車備都 道府県として指定される富山県での消防学校 施設において、当該連携活動技術の向上を図 るための訓練を実施。	富山県消防学校の食費で賄った場合に、食費の 実費負担を求めている。	平成18年度頃から富山県消防学校の初任科生が視察旅 行の際、神奈川消防学校へ赴き訓練指導教や各種訓練 を行っている。 平成24年度に富山県消防学校が富山県広域消防防災セン ターに改組のうえ、移転・新築し設備等が充実したこと などから、以後は神奈川消防学校救助科が、神奈川県 から富山県までの長距離移動訓練等を行う緊急消防援助 隊指定訓練を行うこととなった。	【効果・今後の課題等】 ・他県の消防学校学生と実証的な訓練を実施 し、学生相互に大規模災害時における連携活 動の困難さを体得できる。 ・訓練を通して応用的な判断力の養成と救助 技術の向上を図ることができ。 【課題】 ・神奈川県から富山県への移動に際し時間を 要するため、訓練時間が短くなりタイトなスケ ジュールとなる。 ・学生の人数と訓練科目が多いため、訓練内容 が複雑なため、安全管理員(教官)が不足す る。 【今後】 ・学生からの訓練実施後のアンケート調査等を 基に訓練科目を精選し、安全管理に余裕があ る内容に改善して今後も継続する予定であ る。
三重県消防学校 奈良県消防学校	救助科	(実施場所) 三重県消防学校 (形態) 三重県が奈良県を 受け入れ	(期間) 平成25年10月1日 ～10月22日 ( 日間 計8時間)	【内容】 AFT訓練施設を使用した、三重・奈良合同の 「火災救助訓練」で、 (1)1隊5名編成における火災救助対応 (2)迅速な状況判断及び救助活動 (3)危険の予測、把握及び徹底 (4)地隊の活動状況の把握及び連携を訓練主 眼に、3小隊+安全管理等1小隊の計4小隊 (三重・奈良各2隊)で役割を交代しながら5回 実施。	協定や覚書はなく、三重県消防学校における施設貸 出の形式をとっている。 他県の県内消防本部等の訓練使用と同様に、費用負 担に關しては相手方には求められておらず、三重県が負 担している。	【経緯】 奈良県消防学校がAFT訓練施設を使用(※合同訓練以外の 時間帯)は奈良県が独自の訓練を実施するこ ととなった。	【効果・今後の課題等】 ・他県交流の機会となることで互いに切磋琢磨 することができ。 ・各学校の訓練目的・主眼等少なからず違い があるため、合同訓練を実施するかどうかも 含めて、訓練の主眼・意義・実施方法・効果に ついて、学校内および学校間で十分に検討・ 協議をしていく必要がある。
京都市消防学校 京都市消防学校	特殊災害科	(実施場所) 京都市消防学校が 京都市消防学校を 受け入れ(委託 契約書により訓練 委託)	(期間) 平成25年12月9日 ～12月13日 (5日間 計35時間)	【内容】 消防職員専科教育充実のため、京都市の先 進的な教育内容を活用	アイニシヤルコスト/人 ・市学校建設費(当該教育に使用する部分)につい て、施設耐用年数50年を準用し一年換算し、年間全 教育の延べ受講者数で按分。 イ ランニングコスト/人 ・市学校の年間維持管理費(相当分として22年度 に算出した額)を、年間全教育の延べ受講者数で按 分。 ウ 各科目コスト/人 ・人件費及び物件費について、科目別に必要額 (相当分として22年度に算出した額)を受講者数で按 分。 ●上記ア～ウの合算額を1人当たりの科目毎の委託 単価に置き換え、これに府受講者数を乗じて算出す る。	【効果・今後の課題等】 特殊災害現場等に近い施設環境での教育訓 練を実施することが可能。	
京都市消防学校 京都市消防学校	予防査察科	(実施場所) 京都市消防学校が 京都市消防学校を 受け入れ(委託 契約書により訓練 委託)	(期間) 平成25年11月18日 ～11月29日 (5日間 計35時間)	【内容】 消防職員専科教育充実のため、京都市の先 進的な教育内容を活用	アイニシヤルコスト/人 ・市学校建設費(当該教育に使用する部分)につ いて、施設耐用年数50年を準用し一年換算し、 年間全教育の延べ受講者数で按分。 イ ランニングコスト/人 ・市学校の年間維持管理費(相当分として22年 度に算出した額)を、年間全教育の延べ受講者数 で按分。 ウ 各科目コスト/人 ・人件費及び物件費について、科目毎に必要な 額(相当分として22年度に算出した額)を受講者 数で按分。 ●上記ア～ウの合算額を2人当たりの科目毎の委 託単価に置き換え、これに府受講者数を乗じて算 出する。	【効果】 予防査察現場等に近い施設環境での教育訓 練を実施することが可能。	

連携学校名	種類・種別	実施場所	実施期間・形態	内容・効果・課題	費用負担	経緯	効果・課題・継続予定
京都市消防学校 京都府消防学校	火災調査	(実施場所) 京都市消防学校 (形態) 京都府立消防学校 を受け入れ(委託 契約書により訓練 委託)	(期間) 平成26年9月9日 ～9月13日 (5日間 計35時間)	【内容】 消防職員専科教育充実のため、京都市の先 進的な教育内容を活用	アイニシャルコスト／人 市学校建設費(当該教育に使用する部分)につい て、施設耐用年数50年を準用し一年換算し、年間全 教育の延べ受講者数で按分。 ランニングコスト／人 市学校の年間維持管理費(相当分として22年度 に算出した額)を、年間全教育の延べ受講者数で按 分。 ウ 各科目コスト／人 人件費及び物件費について、科目毎に必要な額 (相当分として22年度に算出した額)を受講者数で按 分。 ●上記ア～ウの合算額を3人当たりの科目毎の委託 単面に置き換え、これに府受講者数を乗じて算出す る。		【効果・今後の課題等】 予防観察現場等に近い施設環境での教育訓 練を実施することが可能。
山口県消防学校 愛媛県消防学校	初任教育	(実施場所) 山口県消防学校 (形態) 山口県消防学校が 愛媛県消防学校を 受け入れ	(期間) 平成26年8月14日 ～8月15日 (2日間 計11時間)	【内容】 両県の初任教育訓練生を対象に、相互の教育 が他校の学生に教授し、教育訓練は訓練計画 と同日授業を作成している。(別紙参照) (平成26年度は、山口県消防学校教官は五機 下検査補助訓練及び災害図上訓練、愛媛県 消防学校教官は火災出動基本の防火衣着装 及び消防活動訓練を実施)	消防学校としての費用負担はなく、取決め事項等も 無いが、両校に費用負担をかけないよう努めてお り、教育訓練内容によりその都度協議している。	近隣の消防学校において、初任教育の一環で合同研修を實 施しているなか、より現実性のある教育内容で、県境を越えて 教官の教育技法の向上を図る合同研修ができないか等を模 索していた時期に、中国・四国ブロック教育会議で両県の意思 疎通があり企画したものである。 両県教官の教育技法の交流及び初任教育訓練生の教育訓 練進捗度の確認と、訓練生相互の消防人としての交流を図る ことを目的に実施している。	【効果・今後の課題等】 初任教育訓練生相互の刺激と交流で相乗効 果があり、精神面・技術等が向上している。ま た、教官相互が教育技法や初任教育の進歩 度を研究し、各学校での障りの教科目(実技 訓練)の教育指針に生かしており今後も継続 予定である。両校の混成での教育訓練等では 訓練生の移動に長時間を要するため、教育訓 練のスケジュールがタイトになる。
香川県消防学校 岡山県消防学校 愛媛県消防学校	特殊災害科	(実施場所) 長崎県消防学校 (形態) 香川県が岡山県を 受け入れ	(期間) 平成26年3月6日 ～3月14日(4日間 計49時間)	【内容】 香川県消防学校では、平成17年度から特殊 災害科を毎年3月中旬頃実施しており、平成1 9年度から他県の職員を受入れて、訓練を實 施している。	入校経費については、香川県下職員と同額であり、 協定や覚書はなされていない。	愛媛県消防学校及び岡山県消防学校は、特殊災害科を実施 しておらず、両県下職員の教育のため香川県消防学校への 入校要望があり、それに応じたもの。	【効果・今後の課題等】 隣県職員と顔の見える関係を築くことができ、 今後の広域的活動時に役立つことが期待さ れるため、今後も継続を予定している。

## (2) 2つの学校を統合した事例（大阪府・大阪市）

消防学校の統合・機能強化により、教育効果を最大限に発揮することを目的としており、府市消防学校双方の利点を活用するよう内容等を検証し、相互に補完しながら、大阪の消防職団員の教育訓練の充実強化を図っている。

統合にあたっては、一方の学校にすべての教育訓練を行う機能を統合するのではなく、消防学校の機能分化を行った。大阪府立消防学校については基礎的な教育訓練（学校教育）施設として、大阪市消防局高度専門教育訓練センター（旧大阪市消防局消防学校）については、高度かつ専門的な訓練施設として位置づけた。府内消防力の充実強化を人材面から推進することを目指すべき方向性とし、大阪府立消防学校においては、初任教育や専科教育等を一元的に担うこととし、さらに救急需要の増加に対応するため専科教育「救急科」を初任教育に組み込み授業時間を増加させるなど学校教育カリキュラムの再構築を行った。

大阪市消防局高度専門教育訓練センター（旧大阪市消防局消防学校）については、救急救命士養成を一元的に担い、さらに、予防や救助などの分野でより高度かつ専門的な訓練を実施することとし、府内消防本部の連携訓練・合同研修の充実を図っている。

## (3) 連携強化について検討を重ねている事例（京都府・京都市）

京都府と京都市の消防学校では、平成23年度から専科教育の一部を連携して実施している。京都市消防学校が保有する最新の訓練施設を活用した専門教育を府内の消防職員も受講できるよう、専科教育7科のうち3科（特殊災害科、予防査察科、火災調査科）について、京都市消防学校が京都府立消防学校から委託を受けている。【委託人数（3科目合計）23年度：48名、24年度：53名、25年度：61名】

これは、平成21～22年度にかけ検討された京都府立消防学校の機能充実に関する提言に基づき、近接の京都市消防学校と協議を進めた結果、府立では毎年全教科目の開講が困難であった専科教育の一部を京都市消防学校へ委託することとなったもので、府内消防職員の受講機会の確保と、府・市消防学校間の連携強化につながっている。

現在は、消防職員・消防団員の災害対応力向上の観点から、専科教育の連携科目の拡充など、具体的共同訓練の可能性について議論を進めている。

## お わ り に

消防学校における教育訓練は、消防職員に求められる基本的な知識・技術等を身につけるだけでなく、災害の複雑化、多様化など消防を巡る様々な課題に対し、適切な消防力を確保していくために極めて重要な役割を担っている。特に大量退職・採用の世代交代の時期において、災害対応力を維持する体制の確保は大きな課題である。

本検討会では、まず、消防本部の教育ニーズに対応できる教員の確保のため、その算定方式を見直すこととした。

また、各地において要望の高い実践的訓練施設についても、施設を有効活用する観点から、消防学校間の連携利用を念頭におきつつ、施設等の基準において「標準的に備えるべき施設」として位置づけることとすべきであるとしている。未だ実践的な訓練施設の活用がなされていない消防学校においては、他の消防学校との連携を含め、対応を検討することが期待される。

さらに、これまで以上に教育訓練の質を高めていくため、消防大学校が行う教育訓練を修了した人材（消防職員）をこれまで以上に活用していくためのスキームや消防大学校の客員教授制度ベースにより高度の専門的知識を持つ外部人材（有識者等）を、各消防学校において講師等として活用し易くするスキームを提案している。これらのスキームの運用にあたっては、各消防学校と消防大学校が連携、協力しながら進めて行く必要があるほか、各消防学校における積極的な取組が求められる。

消防学校が抱える課題は共通のものが多く、それらの課題に効率的に取り組むためには、今後は消防学校において教育訓練を実際に担当する教員など学校関係者の全国的・広域的なネットワーク作りも望まれる。各消防学校における取組事例や意見交換等を行うことにより、学校間のつながりが形成されるほか、それを契機に複数の学校が連携した教育訓練の実施に発展すること等が期待される。これら日頃からの連携により、緊急消防援助隊等現場活動における円滑な連携にも資すると考えられる。

最後に、消防の業務は、今後も高度化・専門化が求められ、変化していくことが予想される。特に、2016年の主要国首脳会議（サミット）、2019年の第9回ラグビーワールドカップ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会など、大規模なイベントの開催も予定されており、それらイベントにおける消防の任務は、より高度な内容を求められるものと思われる。その際、消防が果たすべき任務を遂行する上で必要となる特別な知識や技術の教育訓練については、消防大学校や各消防学校がその役割の一部を担うことから、各消防学校においては、引き続き消防大学校と連携を図りながら、消防職員の教育訓練の充実強化に向けて取り組んでいただくとともに、現場の要請に対し適時適切に応えることのできる体制づくりをお願いする。



# 資 料 編

## <参考> 取組事例紹介

### ■教育訓練の授業にICTを活用した事例（宮城県消防学校）

#### 宮城県消防学校教育訓練及び施設管理概要

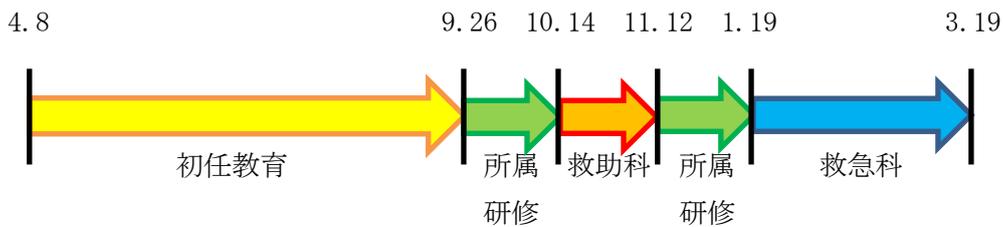
本校の校訓である「誠實」「努力」「忍耐」を基として「宮城の安全・安心を築く真の消防人を育成する」をスローガンに、消防職員・消防団員に対する各種教育訓練を実施している。

#### 1 教育訓練の特色

##### (1) 初任総合教育

県内各消防本部に新たに採用された職員に対し、6ヶ月間の初任教育（804時間）と救助科（143時間）、救急科（288時間）の専科教育も併せ、1年間の教育期間において1, 2, 3, 5時間の初任総合教育を平成9年度から実施している。

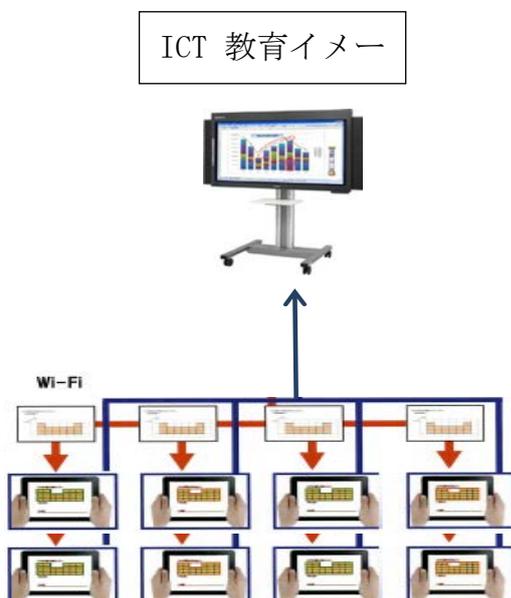
教育訓練スケジュール（平成26年度）



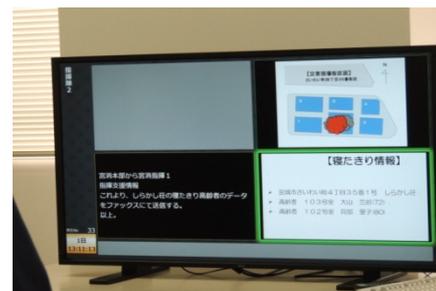
#### 2 効果的・効率的教育訓練への取り組み

##### (1) 教育支援システムの導入によるICT教育

学校施設におけるネットワーク環境を整備し、教育支援システム（SKYMENU）及び電子黒板並びにタブレット端末（I-pad）を活用して効果的・効率的な教育への取り組みを行っている。



災害対応シミュレーション装置を導入、様々な災害現場における部隊運用・安全管理等災害現場における現場指揮者等の養成に取り組んでいる。





電子黒板を利用した授業の様子



タブレット型端末を使用した授業の様子

(2) 教育訓練に係る連携

教育訓練の効果を更に高める取り組みとして、他県消防学校との交流を実施している。

初任総合教育においては、岩手・福島両県消防学校との体育大会の開催を通じて、相互の学生の教育に対する意識の高揚を図っている。

また、教官同士が相互に視察を行うことにより教育手法を学ぶことや、自校には無い訓練施設を活用した合同訓練によって教育効果の向上に取り組んでいる。



3県体育大会学生交流競技の様子



福島県消防学校との合同訓練状況

(3) 消防学校教育訓練あり方検討委員会

団塊の世代の大量退職や震災以降の地域住民のニーズ及び複雑・大規模化する災害様態に対応した教育訓練を実施するため、平成25年8月に各消防本部職員及び主務課並びに学校職員からなる検討委員会を設置し、平成26年8月までの1年間、消防学校の教育訓練内容や教育体制について検討を実施した。この検討結果を基として来年度からの5ヶ年間の教育基本計画を策定する。

3 学校施設管理

現在の消防学校は、民間の資金と技術力を活用する「PFI」事業により、平成23年8月に竣工し、以降、平成43年までの20年間の施設維持管理、食堂運営等の業務を委託している。

**■パワーハラスメント防止等を目的に指導要領を策定し全職員に明示・周知した事例**  
**(東京消防庁消防学校)**

1 趣旨

消防学校研修で発生したパワーハラスメント事案を踏まえ、消防学校における教育の適正化、統一化を図るため、専門家の意見を取り入れ教育指導を見直したものである。

2 教育指導の見直し

教育指導を行う際に求められる教育者としてのあるべき姿、指導のあり方及び指導の範囲などの教育指導要領を、より具体的かつ分かりやすく示した「消防学校教育指導便覧」を新たに策定し、通達に位置づけ、消防学校教養に携わる全ての教育者に徹底している。

3 「消防学校教育指導便覧」

別添のとおり

【抜 粋】

東京消防庁

# 消防学校教育指導便覧

消防学校で指導する「教育者」のための心得

# 消防学校教育指導便覧

## 内 容

---

はじめに	1
<b>第1章 基本理念</b>	<b>2</b>
<b>第1 用語の定義</b>	<b>3</b>
<b>第2 消防学校教官のあるべき姿</b>	<b>4</b>
1 消防学校教官の信念	4
2 求められる資質	5
<b>第3 指導のあり方</b>	<b>6</b>
<b>第4 指導の範囲</b>	<b>8</b>
1 指導の範囲と体罰	8
2 「体罰」の判断基準の正しい理解	8
3 体罰禁止の考え方	9
4 消防機関における過去の体罰等の事例	9
5 体罰の概念の明確化	10
6 体罰に含まれる強制・強要、暴言等	12
7 適切な指導	14
8 消防学校における体罰根絶に向けた教育ガイドライン	16
9 消防学校におけるパワーハラスメント	16

## はじめに

---

公共の安全を守るため、公権力を行使する消防職員には、法令遵守の徹底や公務員倫理の涵養が求められる。加えて、職責を自覚し、命の尊さを理解し、職務に誇りを持つとともに、常に謙虚であり、状況に応じて「縁の下の力持ち」の役割をいとわない品性、困難や挫折にもくじけない強い意志、被災者など弱い立場にある人の心情を推察できる感受性などが必要である。

これらが組み合わされて消防職員としての職業倫理が形成されるわけであるが、消防学校は、消防の専門的な知識や技術を習得し、更にそれらを錬磨する場であるとともに、その人格陶冶の場としても重要な役割を果たしている。

都民の期待に応えられる真の実力を有する消防職員を育成し、東京消防庁が高度な消防行政を展開するためにも、消防学校の教官及び助教、所属からの講師等、消防学校において教育にあたる職員が、この便覧を基に、自らの経験と知識を最大限に駆使し、大きな誇りと愛情をもって、学生及び研修生の指導にあたることを切に願うものである。

## 第 1 章 基本理念

---

## 第 1 用語の定義

---

この便覧の用語の定義は、次のとおりである。

(1) 学生

消防学生を指し、消防吏員の初任総合教育期間中の者をいう。

(2) 研修生

消防学校における学校教養計画による研修中の者をいう。

(3) 教官

学生及び研修生を教育する事務に従事する消防司令補の階級にある者及び消防司令補と同等の職務を行う消防吏員以外の職員をいう。

(4) 助教

学生及び研修生を教育する事務に従事する消防士長、消防副士長及び消防士の階級にある者並びに消防吏員以外の職員をいう。

(5) 消防教育指導員

消防学校学生の教育支援及び各種研修の指導支援等にあたる専務的非常勤職員

(6) 他の所属からの講師

教養規程第 16 条に基づき、学校長が、他の所属の職員から専門的な知識や技術を有する者を選定し、各所属長を通じて委嘱している者をいう。

なお、本便覧においては、便宜上、(3)から(6)までに掲げる職員及びその他の学校職員を、「教官」という。

## 第2 消防学校教官のあるべき姿

---

### 1 消防学校教官の信念

---

#### ● 人を育てることに喜びを見出し、情熱・熱意を持つ。

消防学校は職業訓練校であるが、単に知識・技術を教える場ではない。人間教育の場である。なぜなら、消防の仕事の対象は、人であり、生命である。したがって、人間に対する深い理解と生命観を涵養することが大切である。

学生及び研修生が教育を受ける知識・技術は、社会の要請や将来の動向を見据えたものでなければならない。また、人間教育という面では、それぞれの家庭でのしつけ、経歴、価値観といったものを乗り越えて、消防学校での生活を通じて社会人として、また、消防職員としての高い倫理規範を身につけるものでなければならない。

このような目標を達成するための教育指導は、高い社会倫理規範の中で行われるべきものであり、学生及び研修生に対し、一時的な感情で言動や行動を起こすようなことがあってはならない。

教官が様々な経験や経歴を経て、現在の考え方や行動理念を持ったように、学生及び研修生も多様な考え方や行動特性を持つ一人の人間であることを理解した上で、教育指導にあたらなければならない。サービス・規律の醸成のためには、教官と学生及び研修生が相互に理解を深めるよう努め、学生及び研修生のそれぞれの成長に合わせた合理的かつ一貫した教育指導を粘り強く行う必要がある。

学生及び研修生の心と身体の一層の向上、発達を図るため、教官一人一人が人格、資質の向上に努め、高い倫理観と厳格な規律を保持し、毅然とした態度で学生及び研修生に臨むことが要求されているのである。

---

## 2 求められる資質

---

### ● 教育的愛情を持って指導する。

教育する側は、教育される側よりも当然高い道德観を持たなければならない。よって、教官はその専門的な知識及び広い教養だけでなく、教育者としての使命感や人間愛を持ち、学生及び研修生に対する教育的な愛情を持ってその職務にあたらなければならない。

また、行動及び言動には、その人の人間性及び生活史そのものが現れるものである。学生及び研修生の目標となるべき教官は、常に見られていることを意識し、学生及び研修生の模範とならなければならない。たとえ、授業内容の良い教官であっても、日常の態度が悪ければ信用をなくすことになる。教官に求められる資質は、知識技術だけではないことを理解しておかなければならない。

### 教官に求められる資質

- 1 教育者としての使命感  
教育指導のための知識・技術及び態度
- 2 人間に対する理解  
豊かな人間性及び高いコミュニケーション能力
- 3 学生及び研修生に対する教育的愛情  
学生及び研修生への理解と愛情ある指導
- 4 教科目に関する専門的知識及び広い教養  
社会の変化に対応できる知識の習得及び技能の錬磨

#### ● 教官としての行動指針を堅持する。

日々の教育訓練においては、教育する側と教育される側の強い信頼関係の中、教官として自己を厳しく律し、行動指針をしっかり持って指導にあたらなくてはならない。

##### (1) 不即不離が基本

職員同志ではあっても、立場を忘れてしまってはいけない。

学生及び研修生をよく知ることは教育上も必要なことであるが、相手の中にどっぷりと溶け込んでしまつては、教育目標すら捉えることができない。

指導し導くことが教官であり、同調してしまつては学生及び研修生の服務・規律を醸成する者として、毅然とした態度をとることができない。

また、離れすぎても学生及び研修生を把握することができず、適切な教育指導ができなくなる。

##### (2) 指導等の経過は確実に報告

学生の指導等はすべてに対して、教官一人が責任をもつのではなく、常に係長、課長への報告を忘れてはならない。

職業訓練校での職務執行であり、教官の裁量権が特に大きくあるわけではないことを認識していなければならない。

##### (3) 先輩教官の経験を活かす

消防学校は、これまでの長い歴史の中で先輩方が築いてきた伝統を引き継いでいる。守っていくべきもの、改善していくべきものと様々であるが、今、目の前にいる先輩たちも教養課配置の際は、不安と期待で一杯であったはずだ。そして、失敗したこと、上手くいったことも数多く経験している。ぜひ、早い時期に先輩の教官と話す機会を作り、その経験を吸収し積極的に職務に反映させてほしい。

教育の成果というものはすぐには現れてこないものであるが、長期間継続すると、想像以上の効果や効能が現れるものである。何十年かの後に、「あなたに教えられたことで…」という教え子の成長した立派な姿を目のあたりにすることこそ、手応えある真の教育の賜物であるといえる。

消防学校教育には、研修期間が数日の研修から、最長で12カ月の初任教育まで様々な研修がある。しかし、教育にあたる教官は、期間の長短にかかわらず、教官の言動が学生及び研修生に与える影響力の強さと職責の重さを自覚し、その任に邁進していかなければならない。

### ● 相手の存在を認めることが、人を育てることの基本。

---

#### 1 指導の範囲と体罰

---

危険を伴う消防活動訓練時において無気力な行為をする、あるいは単純なミスを頻発する等、学生及び研修生の「戒めるべき行動」に対しては、重大な受傷事故等につながる恐れがあることから、教官として言葉だけでなく何らかの「戒めのための行動」をとる必要があると感じることがあるかもしれない。また、言葉では抽象的な指導内容になってしまうので、「姿勢を低くしろ！」と言いながら、指導上必要な位置まで背中を引き下げるなど、適切な方法を指導する行為は、たとえ有形力を用いたとしても適切な指導であり、指導の範囲内である。

しかし、学生及び研修生が、戒めるべき行動を行ったことや、教官が言った内容を理解できないことに対して、直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為は「体罰」である。また、戒めるべき行動に対する強制・強要という軽微な肉体的負担を与える有形力の行使、暴言等による精神的苦痛を与える不適切な言動も「体罰」と同等である。すなわち、何らかの戒めのための行動の内容が身体的性質のもの（殴る、蹴る等）、学生及び研修生に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）にあたると判断される場合は、体罰に該当する。したがって、このような行為を行ってはならないものである。

こうした恐怖感を与えることによるコントロールは、指導する者が次第に慣れ、エスカレートし、暴走する隠れた力を持っている。それは、だれでも人間の中に持っている悪意性（人をおとしめることによって快感をもつ性質）に由来すると言われている。

---

#### 2 「体罰」の判断基準の正しい理解

---

学生及び研修生への教育上の指導として、多少の「愛の鞭」は必要であり、やむを得ないとする慣習的、かつ、潜在的意識や、信頼関係があれば時として「体罰」も許されるといった認識は、現在においては誤った考え方である。今、大切なことは、教官をはじめとする教育する側と、学生及び研修生といった教育される側が「体罰」に関する共通の尺度を持つことである。

近年、消防学校に入校してくる学生は、これまでの家庭生活、学校教育の場でも「体罰」について様々論じられている中で教育を受けた世代であり、「体罰」や「暴力」についての厳格な考え方や尺度を持っている。教官として、日常の指導の中で「自分の判断基準とは違う。」と感じるのであれば、「体罰」の判断基準を正しく理解することから始めなければならない。

---

### 3 体罰禁止の考え方

---

体罰は、違法行為であり、刑法において処罰される犯罪である。それにより、学生及び研修生の心身に、その場だけでは済まされない将来にわたる深刻な悪影響を与えるとともに、教官及び消防学校、さらに東京消防庁という組織に対する信頼を失墜させる行為でもある。

体罰により正常な倫理観を養うことは絶対にできない。体罰は、むしろ学生及び研修生に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。

何らかの戒めのための行動が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、学生及び研修生の規範意識や消防人として人格の育成を図るよう、適切な手段で戒めを行い、粘り強く指導することが必要である。

---

### 4 消防機関における過去の体罰等の事例

---

全国の消防における暴行事件を通して、体罰に対する司法の判断、事件に至る背景及び各消防本部におけるその後の懲戒処分について確認する。（P. 38 資料4「全国の消防における暴力事例」参照）

起こしてはならないこうした互いの悲劇を、未然に防ぐためにはどうしたらよいか。それは、行動の原点となる意識（考え方）を変えることでしかできない。人間は本来、易きに流れやすい一面をもっているが、その反面では自己が持つ強い克己心で行動を抑制する力も備わっている。すなわち、自己の行動をコントロールするのは本人の考え方なのである。「考えが変われば行動が変わる。行動が変われば習慣が変わる。習慣が変われば人格が変わる。人格が変われば運命が変わる。」という言葉がある。正に人の本質を突いた金言であるが、この言葉の裏を返せば、自分の感情のコントロールをすることができず、「考えの甘さ」に基づいた行動をとる人は、これが習慣化し、いずれは自分の運命をも変える重大な結果を招くということへの戒めを含んでいる。

---

## 5 体罰の概念の明確化

---

### (1) 体罰の概念を定める必要性

教官が行った何らかの戒めのための行動が、体罰に該当するかどうかについては、幾多の判例や懲戒処分事例が示すとおり、当該学生及び研修生の状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、戒めのための行動の態様や強度、肉体的苦痛の度合いなどの諸条件を総合的に考慮し、個々の事案ごとに判断されるものである。

当然のことながら、学生及び研修生を殴ったり蹴ったりするような暴力行為は認められるものではない。しかし、司法の判断ですら、ノックする程度の拳骨や注意喚起するために肩をたたくなどの行為が体罰なのかどうか必ずしも判然としていない状況である。

これまで、消防学校では、有形力の行使を根絶させるため、消防学校長以下全ての消防学校職員が認識を一つにして理解、徹底してきた。また、ペナルティについても、再三の議論・検討を通じて合意が形成され、一切禁止とした。実科訓練における無気力な行為等に対しては、10分程度授業からはずして見取り訓練をさせ、後刻反省文を書かせる措置とした。また、危険を回避するための、緊急避難としてなされる有形力の行使は容認されるものの、合理的な方法をとる場合のみ許されるなど制限があるという認識も共有がされてきた。

しかし、時間の経過とともに、体罰禁止が謳われながら、どのような行為が体罰であるのかということが曖昧になり、そもそも体罰とは何かということも拡大的な解釈がされ、消防学校内で体罰議論が行われてきた。

また、当庁の一部には、「ヘルメットの上から素手であれば、ある程度の拳骨は体罰ではない。」や「有形力の行使はすべて体罰である。」などといった間違った発想も根強くある。このように体罰議論をより複雑にしているのは、体罰の概念が曖昧であるところに原因があるのではないかとの声が多く上がってきた。

日々の消防教育は、教官の直接的な関わりやきめ細かな指導があってこそ生き生きとなるものであり、無用な制限は教育活動の目的を阻害する。

今後、消防教育が硬直化し、体罰問題により教官が委縮したり学生及び研修生が誤解したりしないよう、体罰とは何かということについて考え方を整理しておく必要がある。そこで、消防学校内が共通の理解の下、体罰を行わず生き生きとした消防教育を展開していくために、そもそも体罰とは何かということをもより明確にすることとした。

## (2) 体罰の定義

社会的にも体罰問題が大きくクローズアップされ、「体罰」について様々論じられている中、消防学校内でも「体罰」という言葉は使用されているが、人によって、そのイメージするところや解釈が微妙に異なっている。

事物の概念は、要素に共通する性質を、列挙することによって規定される。体罰については、これまで具体的事例が数多く示されてきてはいるが、確定した定義がなく曖昧である。

そこで教官会議において、学校教育法、刑法、判例、過去の事例及び消防学校の全職員を対象として実施した消防学校体罰根絶に向けた対策調査（アンケート）を参考に、「戒めのための行動」、「体罰」及び「パワーハラスメント」について次のとおり定義付けを行った。

### 体 罰 等 の 定 義

- 1 教官が、学生及び研修生に対して、反省、矯正を目的として、再び繰り返さないための行為や制裁のことを「戒めのための行動」という。

戒めのための行動を、「指導の範囲外（絶対に許されない行為）」と「指導の範囲（許される行為）」に区分し、両者の違いを明確にする。

- 2 教官が、学生及び研修生の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を「体罰」という。

体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、15分程度以上の同一姿勢の継続や正座をさせるなどの有形力を行使しないものも含まれる。体罰の定義では、肉体的苦痛がキーワードであり、必要条件である。

また、肉体的負担、精神的苦痛は、肉体的苦痛と同等か、それ以上に、学生及び研修生の心身に大きな影響を与える場合もある。このため、学生及び研修生に軽微な肉体的負担を与える程度の有形力の行使、精神的苦痛を与える「強制・強要」及び「暴言」にあっても、体罰と同等とし、指導の範囲外とする。

- 3 教官が、職権などのパワーを背景にして、本来業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、学生及び研修生の教育環境を悪化させる、あるいは学校教養継続の不安を与えることを「パワーハラスメント」とする。（P. 18 「9 消防学校におけるパワーハラスメント」参照）

## 6 体罰に含まれる強制・強要、暴言等

### (1) 強制・強要の例

学生及び研修生の身体に軽微な肉体的負担を与える程度の有形力の行使、精神的な苦痛

単純ミスの連続、ルール違反及び他の学生及び研修生に悪影響を与える行動に対する、反省、きょう正を目的とした、腕立て伏せ、スクワット、15分程度以上の同一姿勢の継続、拳骨で押す、襟首をつかんで連れ出すなどの自由意思を押さえつけた無理にさせる行為、教官としての権利を乱用した行為

### (2) 暴言等の例

学生及び研修生に恐怖、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な行為

【人格等を否定するようなもの】

「使えない」「ゆとり世代だから常識が通じない」「おまえなんかどうしようもない」「だめなやつだな」「てめえ」「この野郎」「貴様は」「バカ」「バカ野郎」

【発展性がなく、教官自身の目的達成のためのみであり、一方的なもの】

「辞めろ」「職場で一緒になったら、お前なんか使わない」「資格を付与しない」

【精神的苦痛を与える不適切な行為】

物を投げる、机を蹴る、机をたたく等の行為

### (3) 強制・強要、暴言等はなぜ問題か

「強制」とは、権力や威力によって、学生及び研修生の意思にかかわらず、何かを無理にさせることをいう。また、「強要」とは、無理やりさせようとすることをいう。

暴力とは、一般的に、身体的に苦痛な力を加えることをいうが、身体的な暴力と同様に、強制・強要、暴言等は、精神的に苦痛な力を加える暴力であり、あってはならない。

精神的な暴力は、

- ア 学生及び研修生の記憶に一生残り、心の傷となることがあること
  - イ 対象となる学生及び研修生だけでなく、周囲にいる者にも同様の精神的苦痛を与えること
  - ウ 教官と学生及び研修生間の意思の疎通が上手くいかないことに対するストレスの捌け口であることが多いこと
  - エ 精神的に恐怖感を与え人格を否定することで、学生及び研修生の言動等をコントロールしようとしていること
  - オ 他の指導方法を工夫しなくなり、ときにエスカレートすること
- などの問題点がある。

本来、学生及び研修生に、消防精神の根本となる「人間愛」を芽生えさせ、よい方向に導いていくべき教官が、「人間愛」を乱すような精神的暴力を行うことは許されない。

精神的暴力は、教育指導上、学生及び研修生に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、負の学習効果しか期待できないため、体罰等の身体的暴力と同様に指導方法として用いてはならないのである。

教官は学生及び研修生にとって、絶対者的存在になりやすい。立場を乱用することなく、また、驕ることなく、誠実かつ実直に職務を遂行し、常に、目標的存在、模範的存在にならなければならない。

教官として、指導方法の研究・事前学習を怠らず、力量形成に努めるとともに、常に次の4つの視点で自分自身を見つめ直しながら指導にあたって欲しい。

#### 4つの視点

- 1 学生及び研修生の家族が指導を見て、「良い職場に就いた。」と思える指導
- 2 都民が見て、「素晴らしい指導をしている。」と思える指導
- 3 消防関係者が見て、「さすが東京消防庁は全国有数の消防本部だ。」と思える指導
- 4 自分の家族が見て、教育している姿に誇りを感じる指導

## 7 適切な指導

この前項までに述べた体罰の定義及び次項の「8 消防学校における体罰根絶に向けた教育ガイドライン」等は、教官自らが考えた教育上のガイドラインをもとに、学校教育に照らして体系化したものである。

体罰、強制・強要、暴言等を用いない、消防学校における適切な指導について整理すると、次のとおりである。

### 適切な指導の在り方

- ① 教官が、消防業務に必要な知識・技術を習得させるため、学生及び研修生に対して行う精神的、肉体的な負担をとまなう行為は、消防教育上適切な指導である。

【適切な例】実災害で想定される消防業務として必要な訓練があったので、悪環境下（雨天時、夏場の高温下での防火衣を着装した状態、濃煙・高所等）で訓練を実施した。

- ② 訓練、消防体育、体力錬成の実施にあたっては、消防業務の適正な範囲内であるか、関連性は客観的であるか、都民や他職員が見たときに妥当性はあるか、都民や他の職員の価値観からみて受け入れられる正当性があるのかについて、常に考えながら実施すること。

【不適切な例】非科学的な数値及び目標の設定（スクワット1万回、腕立て伏せ千回等）

- ③ 到達目標の設定にあっては、過去のデータの蓄積、客観的事実に基づくものとする。

【適切な例】新体力テストの得点表及び総合評価、消防学生教育評価基準、前期生の研修記録等に基づく客観的数値に基づいた目標を設定して、持久走、懸垂及び筋力トレーニングを実施させた。

- ④ 集団で同一行動をさせる場合には、実施目的を明確にするとともに、個々の持つ能力を適正に把握し、適切な管理下で実施させる。また、個人の体力・運動能力は同一ではないので、限界は自分自身で判断させる。

【適切な例】集団で同一行動の負荷の高い体育項目を実施する際に、「限界と思ったらはずれてもよい。」と指示をした。

- ⑤ 注意喚起や、指導内容を浸透させるためにやむを得ず行われた、学生及び研修生の身体に肉体的負担を与えない程度の極軽微な有形力の行使は、社会通念上妥当とみなされる範囲内とする。

【適切な例】授業中に居眠りやよそ見、私語をしている学生及び研修生がいたので、肩をたたき起こした。

- ⑥ 訓練中に、行動のタイミングを指導するためや、注意喚起、激励、覚醒させるために行う有形力の行使は教育指導として適切な指導である。

【適切な例】技術訓練に身体に触れて直接指導する必要があったので、身体に触れて向きを変えた。

- ⑦ 防御のためにやむを得ずした有形力の行使、他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使は、肉体的苦痛を伴う有形力の行使であっても正当防衛、正当行為の範囲内である。

【適切な例】学生が、教官の指導内容を不服とし、攻撃的行動をしてきたため、突き飛ばして身の安全を確保した。

- ⑧ 教官又は学生及び研修生の生命や身体等に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為は、肉体的苦痛を伴う有形力の行使であっても緊急避難の範囲内である。

【適切な例】はしごの横さんに手を入れていたので、手を掴んで引き離れた。高所からの落下危険があったので、襟首を掴んで引き倒した。

本節の「1 指導の範囲と体罰」から「7 適切な指導」までに述べてきた、体罰の関連行為及び指導の範囲について、それぞれの区分、内容、該当する法令等、想定される事例、対応方策をまとめ、体罰概念と指導の範囲をより明確にしたガイドラインを作成した。これが、次項「8 消防学校における体罰根絶に向けた教育ガイドライン」である。

## 8 消防学校における体罰根絶に向けた教育ガイドライン

区分		内容	該当する法令等		
			刑事上の処分	地方公務員法違反【信用失墜行為】職の信用を傷つけ、又は職員職全体の不名誉となるような行為をした職員 懲戒処分・きょう正措置	
指導の範囲外（絶対に許されない行為）	体罰	傷害行為（肉体的な苦痛）	【傷害罪】 人の身体を傷害した者	【東京消防庁職員倫理規程違反】 迷惑行為、職場内の秩序を乱す行為、人格及び尊厳の侵害行為をした職員は、懲戒処分又はきょう正措置（訓告、訓戒、注意）	
		危険な暴力行為（肉体的な苦痛）	【直接的】強くたく、殴る、蹴る等		【傷害致死罪】 身体を傷害し、よって人を死亡させた者
		暴力行為（肉体的な苦痛）	【間接的】15分程度以上の同一姿勢の継続、正座		【暴行罪】 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかった時
不適切な行為（II体罰）	強制・強要	肉体的負担・精神的苦痛	【脅迫罪】【強要罪】 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者	【職務違反】 職場内秩序紊乱 暴言等により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給又は戒告	
	暴言等	精神的苦痛	【名誉棄損】 公然と事実を摘出し、人の名誉を毀損した者 【侮辱罪】 事実を摘出しなくても、公然と人を侮辱した者 【公然わいせつ】 公然とわいせつな行為をした者 【強制わいせつ】 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者		【一般非行】 強制わいせつ 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員は免職わいせつ犯罪 わいせつな行為を行った職員は、免職又は停職
指導の範囲（許される行為）	適切な指導	精神的・肉体的負担	火災の予防や救急、種々の災害に立ち向かう消防業務に必要な知識・技術を習得するために必要な精神的、肉体的な負担をともなう行為		
		肉体的苦痛や負担を伴わない	注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた、学生・研修生の身体に肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使		
		教育指導としての有形力の行使	訓練時等における行動のタイミング、注意喚起する、激励する、覚醒させるための有形力の行使		
	正当防衛 正当行為	防衛のためにやむを得ずした有形力の行使 他に被害を及ぼす暴力行為に対して、制止・危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使	【正当行為】 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。 【正当防衛】 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずした行為は、罰しない。		
緊急避難	肉体的苦痛を伴う有形力の行使	自己又は学生・研修生の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為	【緊急避難】 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危険を避けるため、やむを得ずした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。		

想定される事例	対応方策	
	補足事項及び対応事例	注意事項等
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふざけており、数回注意したが従わず、反抗的な態度があったので、頬を平手打ちし鼓膜を損傷させた。</li> <li>●無気力行為があり、他の学生及び研修生に迷惑になる行動があったので、背面から蹴飛ばした。</li> <li>●決められているルールを度々違反する行動があり、職業意識に欠如した行動があったので、ヘルメットの上から頭を平手打ちした。</li> <li>●単純ミスの連続があったため、きょう正を目的とした腕立て伏せをやらせた。</li> <li>●ルール違反があったため、連帯責任として、複数の者を15分程度以上立たせた。</li> <li>●他の学生及び研修生に悪影響を与える行動があったため、拳骨で押す、胸倉をつかむ、襟首をつかんで連れ出すなどの行為を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学生・研修生に対して、反省、きょう正を目的として、再び繰り返させないという行為や制裁のことを「戒めのための行動」という。</li> <li>●戒めるべき行動を「肉体的苦痛」によってきょう正することは「体罰」である。</li> <li>●戒めるべき行動に「軽微な肉体的負担」を与える程度の有形力を行使することも「体罰」と同等である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「体罰」の定義として、「肉体的苦痛」がキーワードであり、必要条件である。</li> <li>●バックグラウンドにもつ「体罰」に対する判断基準は、消防学校(職業訓練校)に入学したとしても、変わるものではない。</li> <li>●学生・研修生との信頼関係は「体罰」からは生まれない。</li> <li>●「強制」とは、権力や威力によって、学生及び研修生の意思にかかわりなく、何かを無理にさせることをいう。また、「強要」とは、無理やりさせようとすることをいう。</li> <li>●教官は学生・研修生にとって、絶対的存在になりやすい。立場を乱用させないこと。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●訓練時の怠慢行動があったため、「使えない」と能力を否定した。</li> <li>●何度言っても改善がされない行動があったため、「辞めろ」と罵った。</li> <li>●服装の乱れが度々あったため、机を蹴り、威圧的に指導した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戒めるべき行動を「精神的苦痛」によってきょう正することも「体罰」である。</li> <li>・[人格等を否定するようなもの] 「使えない」「ゆとり世代だから常識が通じない」「おまえなんかどうしようもない」</li> <li>・[発展性がなく、自分の目的達成のみで一方的なもの] 「辞めろ」「職場で一緒になったらお前なんか使わない」「資格を付与しない」</li> <li>・[精神的苦痛を与える不適切な行為] 物をなげる、机を蹴る、机をたたく等の行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●恐怖感を与えることによるコントロールは、次第に慣れ、エスカレートし、暴走する可能性がある。(人間の心に中に持っている悪意性に由来すると言われてている。)</li> <li>●自分から努力するような方向に導いていく。</li> <li>●本人が改善実行できない言葉を発しない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●訓練、消防体育、体力錬成の実施にあたっては、消防業務の適正な範囲内であるか、関連性は客観的か、都民や他職員が見たときに妥当性はあるか、都民や他の職員の価値観からみて受け入れられる正当性があるかについて、常に考えながら実施すること。●到達目標の設定にあたっては、過去のデータの蓄積、客観的事実に基づくものとする。●集団で同一行動をさせる場合には、実施目的を明確にするとともに、個人の体力、運動能力は同一ではないので、限界の設定は自分自身で判断させる。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害で想定される消防業務として必要な訓練があったので、悪環境下で訓練を実施した。</li> <li>●言葉としては抽象的な指導内容があったので、「姿勢を低くしろ」と背中を引き下げた。</li> <li>●消防体育を実施する際に、個々の能力を十分に把握して体育を実施した。実施途中で学生・研修生の能力を考慮し、教官の指示で止めさせた。</li> <li>●集団で同一行動の負荷の高い体育項目を実施する際に、「限界と思ったら外れてもよい」と指示をした。</li> <li>●消防学生教育評価基準に照らして、到達目標を設定し、目標数にプラス1回の努力を課した。</li> <li>●選抜試験に合格した研修生に対し、専門的な業務に関連性のある高い負荷をかけて訓練を継続した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●悪環境下での訓練とは、実災害を想定した防火衣を完全装着しての炎天下での訓練、活動技術を向上させるための反復した長時間の訓練、冷静な対応力を向上させるための突発事案を想定した訓練、消防力劣勢時の救急業務を継続するための心肺蘇生法や搬送法等をいう。</li> <li>●抽象的な指導になりやすいものとして、検索訓練、放水姿勢及び確保要領等がある。</li> <li>●個々の能力を適切に管理するツールとして、入学時の体力測定値及び選抜試験結果等を活用する。</li> <li>●消防体育を実施する際には、段階的に負荷を強めていくこと。また、個人の体力、運動能力は同一ではないので、強制、強要されたら受け取られないように、実施目的を明確にするとともに、限界の設定は自分で設定させる。</li> <li>●負荷の高い体育項目を実施する際には、指導者側も同一内容を実施し、負荷の程度を十分に把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非科学的な数値及び目標(スクワット1万回、腕立て伏せ千回等)は、不可能なことを強要されたら発展する可能性があるため、告知しない。</li> <li>●訓練、消防体育、体力錬成を実施させる際は、負傷者等は、事前に集団からはずすこと。</li> <li>●無念さ、悔しさ、恥ずかしさ等から、何をしなければいけないかを主体的に考えさせる。</li> <li>●学生・研修生の受け止め方、行動傾向は同一ではないことを認識しておく。</li> <li>●上記 枠内を前提として、実行して欲しいことを成功イメージできる肯定的な表現で伝えていく。「あきらめるな!」より「最後までやりぬけ!」「逃げるな!」より「挑戦しろ!」「ミスするな!」より「思い切ってやれ!」等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●授業中に居眠りやよそ見、私語をしている学生及び研修生がいたので、肩をたたき起こした。</li> <li>●消防体育で1500m走を計測中に、問題行動があったために腕を掴んで集団からはずして指導した。</li> <li>●集合させて指導する際、聞こえない場所にいたので、背中を押して開ける位置に移動させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●極軽微な有形力の行使は、社会通念上妥当とみなされる範囲内とする。</li> <li>●極軽微な有形力の行使とともに発する教育手法(言葉づかい)にあっても留意すること。</li> <li>「やりなおせ」(×「帰れ」)</li> <li>「おまえたち」(×「おめーら」)</li> <li>「学生は」(×「やつらは」)</li> <li>「その方法でいいのか!」(×「その方法でいいのかよ」)</li> <li>「するな!」(×「してんじゃね〜よ」)</li> <li>「もっと真剣にやれ!」(×「やる気があるのか〜」)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「学生・研修生の家族の目」「都民の目」「消防関係者の目」及び「自分の家族の目」4つの視点をもって、自信と誇りに満ちた指導をする。</li> <li>●「～ねーよ」ではなく「～ではない!」語尾を明確に発語する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●技術訓練に身体に触れて直接指導する必要があったので、身体に触れて向きを変えた。</li> <li>●良い行動があったので、肩(背中)をたたき褒めた。</li> <li>●緩慢な行動があったので、大声で注意した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行動を認める、危険な行為を大声で注意する、訓練等を直接指導する場合 「よくなった」「やり直せ!」「寝てるんじゃない!」「確保はこうだ!」「向きはこっちだ!」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集中力や注意力の欠如、無気力行為は、次の方法により指導する。 ①訓練からはずす。②訓練レポートを作成させる。③学習課題を課す。④課業修了後、自主訓練の実施を促す。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●指導内容を不服とした態度で指導者側に攻撃的行動をしたので、突き飛ばして身の安全を確保した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●言葉を発する、いとまのない事態での有形力の行使</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避けようとした害の程度を超えなかった場合に限る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●はしごの横さんに手を入れていたので、手を掴んで引き離した。</li> <li>●高所からの落下危険があったので、襟首を掴んで引き倒した。</li> <li>●要救助者へストレートで注水をしようとしたので、肩を強く押して、注水を反らした。</li> </ul>		

教官は、組織の中の職務上の力と自分個人の力を混同し、立場からくる優位性を大きく勘違いしやすい傾向がある。学生及び研修生も、人としては等しく、不当に傷つけられてはならない尊厳や人格を持った存在であることを認識したうえで、それぞれの価値観、立場、能力などといった違いを認めて、互いを受け止め、尊重し合うことが必要である。

## ■過去の検討会経過

○平成9年9月～平成11年3月（消防職団員の教育訓練のあり方検討委員）

### 【主な検討項目】

- ・ 消防職団員の教育訓練の充実方策について
- ・ 消防学校の施設、人員及び運営について
- ・ 消防学校を活用した住民等に対する教育訓練について

### 【検討結果に基づく対応】

- ・ 「消防学校の施設、人員及び運営の基準」の一部改正

○平成11年7月～平成12年2月（消防における教育訓練機関の連携方策検討会）

### 【主な検討項目】

- ・ 消防学校等の施設面での連携のあり方
- ・ 各機関における対応策
- ・ 将来に向けた展開の方向性

### 【検討結果に基づく対応】

- ・ 消防教育訓練機関における連携の提言

○平成14年12月～平成15年5月（消防職団員の教育訓練に関する検討会）

### 【主な検討項目】

- ・ 消防職団員に求められる教育訓練基準の内容及び時間数
- ・ 消防職団員教育における消防学校と消防本部等との役割分担
- ・ 防災、危機管理教育を行ううえで、消防学校が担える役割の検討

### 【検討結果に基づく対応】

- ・ 「消防学校の教育訓練の基準」の全部改正

## 「消防学校における教育訓練に関する検討会」 開催要綱

### 1 目的

近年の災害の態様は、複雑多様化とともに大規模化の様相を強めており、消防機関においても専門化・高度化した対応が求められている。

このような社会情勢の下、消防職員が適切に職務を遂行するためには知識、技術の向上が不可欠であり、その基礎となる消防学校等における教育のあり方を検討するとともに、消防学校における施設や資機材を充実させるなど、効率的・効果的な教育訓練を行う必要がある。

また、「消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）」は、平成 15 年度に抜本的な見直しが行われて以降、10 年が経過しており、現状を踏まえた見直しが必要となっている。

こうしたことから、消防職員への教育訓練を更に充実させることを目的として、必要な検討を行うことを目的とする。

### 2 検討項目

- (1) 消防学校における教育訓練内容の見直しについて
- (2) 消防学校の施設・資機材等について
- (3) 消防学校の連携について

### 3 検討会について

- (1) 検討会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 座長は消防庁審議官とする。また、構成員は消防学校の関係者及び消防防災機関の関係者の中から消防庁長官が委嘱する。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故がある場合は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。

### 4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

### 5 事務局

消防庁消防・救急課に事務局を置く。

### 6 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

消防学校における教育訓練に関する検討会委員

(敬称略：五十音順)

[座長]

武田 俊彦 消防庁審議官（～平成26年7月22日）

北崎 秀一 消防庁審議官（平成26年7月22日～）

[委員]

石橋 一洋 千葉県消防学校 教務第二課長

奥田 博史 大阪府立消防学校 教務課長

落合 千尋 愛知県消防学校 教務課長

門倉 徹 消防大学校 副校長

河下 武史 堺市消防局 人事課長

川田 浩之 香川県消防学校 教頭

越川 善裕 札幌市消防学校 教務課長

庄慶 浩一 兵庫県広域防災センター 消防学校副校長兼総務部管理課長

辻 誠治 東京消防庁消防学校 教養課長

津田 和宏 京都市消防局 教養課長

宮川 淳一 横浜市消防訓練センター 教育課長

山村 孝正 熊本県消防学校 教務課長

渡邊 薫 宮城県消防学校 副校長

## 消防学校における教育訓練に関する検討会開催経過

- 平成26年5月20日 第1回検討会
  - (1) 主な検討事項について
    - ・ 消防学校における教育訓練内容について
    - ・ 消防学校の施設・資機材について
    - ・ 消防学校の連携について
  - (2) 「消防学校の教育訓練に関する調査」(実態調査)の内容について
  
- 平成26年9月12日 第2回検討会
  - (1) 各消防学校における取組事例等
    - ・ 「大阪府・市消防学校の統合・機能強化とその効果等について」(大阪府立消防学校教務課長 奥田委員)
    - ・ 「宮城県消防学校におけるICTを活用した教育訓練の取組等について」(宮城県消防学校副校長 渡邊委員)
  - (2) 主な検討事項について
    - ・ 消防学校の教育訓練に関する調査結果について
    - ・ 消防学校の現地調査結果について
    - ・ これまでの調査結果や意見を踏まえた検討会の論点と方向性について
  
- 平成26年11月7日 第3回検討会
  - (1) 取組事例の紹介
    - ・ 消防学校の取組事例(東京消防庁消防学校教養課長辻委員)
  - (2) 主な検討事項について
    - ・ 資料説明
    - ・ 議論
  - (3) その他
  
- 平成27年 2月4日 第4回検討会